# 軍制における国内武士催促についてヨ

#### 題の所在

とである。
士(3)催促の問題に課題を限定し、できるかぎり具体的に明らかにするこ士(3)催促の問題に課題を限定し、できるかぎり具体的に明らかにするこの国衙軍制について、とくに戦時(\*公戦)における国衙による国内武本稿の目的は、一〇世紀初頭から一二世紀末にいたる王朝国家体制下(3)

のは「国」という領域的・行政的原理で編成された軍事力組織の問題でされた強力」の存在が想定されなければならない。その際とくに重要なされた強力」の存在が想定されなければならない。その際とくに重要なの国家段階であるという学説に立つ場合(3)、この国家段階固有の「組織を中世的諸関係の形成を準備・促進する固有の歴史的役割を担った独自を中世的諸関係の形成を準備・促進する固有の歴史的役割を担った独自を中世的諸関係の形成を準備・促進する固有の歴史的役割を担った独自を中世の政治権力が全国支配を実現していくためには、最低限、一般に一個の政治権力が全国支配を実現していくためには、最低限、

なったこの分野の研究は、必ずしも両氏の問題提起を正面から受け止め画期をなすものであった(\*)。しかし、その後多面的に議論されるように組織=「国衙軍制」の問題を究明する緒が与えられたことは研究史上のれた戸田芳実(\*)・石井進(\*)両氏によって、一国単位で編成された軍事力ところで、このような問題意識にもとづいて精力的に研究をすすめら

確にしたい。氏の所論の主な論点は、

関わってくる石井進氏の所論を検討することによって本稿での課題を明

左図(図1)のように国司が動員す

国衙軍制を分析概念として以上のように規定し、

次に本稿と最も深く

# 下向井 龍彦

れてはいない(②)。 団研究・律令軍制研究・守護研究など)との懸隔という問題点も克服さの関係、関連諸領域(国衙三使論[追捕使・押領使・国検非違使]・武士される傾向がうかがわれる。また当初から指摘されている軍事と警察とているとはいいがたいし、国衙軍制の語もかなり便宜的・無限定に使用

として措定するかをはっきりさせる必要があると考える。 国衙権力が保有し、発動する多様な強制装置のいかなる側面を示す概念 内武士の組織の仕方である。 別された、緊急事態において国衙の軍勢催促権にもとづいて動員される国 非違使[検非違所]や種々の目的で部内に派遣される国使)とは明確に区 もとくに日常的な警察作用や強制執行を担当する装置 国衙の合法的な強制作用を実現するための武力組織であり、 衙軍制とは国司が私的または行政的に利用できる多様な武力(私的従者 の語を分析概念として以下のように限定して理解している。 る具体的課題を明確にするためには、出発点として国衙軍制という語を 在庁官人・国内武士)の総和でも国司によるその恣意的発動でもなく、 以上のような問題状況の中で、国衙軍制研究が当面とりくむ必要のあ (具体的には国検 私は国衙軍 そのなかで すなわち国

根拠を見出そうとするものである。的関係を特徴づけ、その点に各武力単位が戦時において戦闘に参加するる軍事力をその構成諸単位に分類=類型化し、各武力単位と国司との私

図1 石井進氏が描く院政期国衙軍制の「カタログ」
- B地方豪族軍 - b国ノ兵共 - β在庁官人・書生 - A国 司 軍 ----- α国司直属軍 ---- α国司の私的従者

ことに気づくのである。 を占めるはずの論点が、石井氏の所論ではほとんど問題にされていない規定を基準にしてみた場合、国衙軍制研究においてきわめて重要な位置しはさむ余地はない。しかしながら前記した私の国衙軍制に対する概念仕方について指摘されたいくつかの指標に関しては、ほとんど異論をさ力単位との私的関係のあり方、とくに国司による「国ノ兵共」の組織の国衙軍制が右のような武力諸単位で構成されていたこと、国司と各武国衙軍制が右のような武力諸単位で構成されていたこと、国司と各武

たしめる、 いと考える。 内武士が 闘に参加する根拠を、 示されてはいない。 な形式で動員されるのかという、 かなる事態が発生した場合、 すなわち第一に、石井氏が示された国衙軍制の構図では、 おいては多様な存在形態と個別的利害状況の中にある武力諸単位=国 (とくにその強弱)から説明される。 一個の戦闘組織に編成される根拠とすることは、 もつと直接的な、 むしろ彼らを戦時 第二に、氏は各武力単位が国司の指揮にしたがい戦 国司と各武力単位との特定の私的結合関係のあり 軍制催促そのものに内在する根拠が問題と いかなる法的根拠にもとづき、どのよう (\*公戦) 動員をめぐる動的過程については全く しかしその説明をもって、 において共通の利害状況に立 ふさわしくな 具体的には 平時

> 織に編成しえた根拠であったと思う。 多様な存在形態を示す国内武士を戦時(\*公戦)において一個の軍事組賞給与。軍勢催促にかかわるこの二つの公的権限こそ、平時においてはされなければならない。軍役拒否者に対する刑罰権と勲功者に対する恩

(給与)権について考察する。「合戦日記」および謀反(叛)人跡処分問題を通して国衙の勲功賞推挙ど軍勢催促に関わる各種文書を通して考察し、ついで「勲功者注文」・に対する刑罰権の問題について、「追捕官符」・「武士交名」・「廻文」な以下、本稿では、まず国衙の国内武士催促の具体的形式と軍役拒否者

# 一 追捕官符

ぐる公卿議定の記事を掲げてみよう。の手懸りとして、最初に保延元年(一一三五)四月八日の海賊対策をめて朝国家体制下の各国衙による国内武士催促方式を明らかにするため

知国武勇士、可令追討也、而未件宣旨施行敷(?)、仰国宰、可令各国内武勇輩追討之由宣下已畢者、国司各守制符、下於関白御宿所、被定海賊事云々(中略)大宮大夫師頼卿申云、前日、

(『長秋記』保延元年四月八日条)

国衙の国内武士催促方式はさしあたり、勢催促方式の存在を前提になされたものである。この発言から判明するこの議定における権大納言源師頼の発言は、あきらかに一国単位の軍

と表現できよう。この方式をみてまず注目しなければならない点は、国中央政府─―〔追討宣旨〕→国司──〔下知〕→国内武勇輩

なわれている点である。このことは、 想定にたって、 衙による国内武勇輩 れる「追捕官符⑴」の機能について考えてみよう。 最高軍事指揮権に根拠をもつものではないかとの予想に導く。 /は国衙の通常の行政権それ自体に由来するものではなくて、 国衙の軍勢催促において重要な意味をもっていたと思わ (国内武士)催促が「追討宣旨」を根拠としておこ 国衙の軍勢催促の合法性の源泉が、 中央政府 かかる

らの事態は、 するものと見做して論をすすめていくい。 せられる緊急事態を「凶党」 ならない。以下、本稿では叙述の便宜上、「追捕官符」の適用対象に擬 ⑷」という記事である。 0 態であったのである。このことを一般的な法理の形で端的に示している であり、 であったという点である(\*罪名および賊徒呼称の欄)。すなわち、 をみて第一に指摘できることは、「追捕官符」の適用対象に擬せられた 給された「追捕官符」を私の知り得た限り挙示したものである。 た「大犯」(=「重犯」) 検断事項に大略一致するという点も見逃しては さて、 ?力または犯罪が、「凶党」・「凶賊」・「叛乱」・「謀叛」・「殺害´ロ゚」 など が、「被下追討宣旨者、 日常的に惹起する一般刑事事件とは明白に区別される特殊な事 本論末尾に掲載した表1(3)は、八~一二世紀の期間に諸国に発 明らかに王朝国家権力を直接、暴力的に侵害する緊急事態 かかる事態は、鎌倉幕府法で守護の職権とされ 罪犯八虐、 蜂起と呼び、 為敵於国家之者、 検断法上 「重犯」事項を構成 蒙此宣旨者也 この表 これ

されるのであって(\*公卿議定を経ず天皇・摂関の判断で発給すること 事由の存在を太政官の陣定(\*など公卿議定)が認定してはじめて発給 にもとづいて発給されるのであるが(5)、「重犯」と認定さるべき一定の ないという点である。 もある)、 次に指摘しなければならないのは、「追捕官符」 決して恣意的・無原則的に乱発されるという性格のものでは いったん「追捕官符」 が発給された事後において は一 般に国司 0 申 請

> 国司の請求に対して、 って国司の罪科とされ、 ではないことを示すものである。 裁判のすえ、 申請事由が 単純に受動的な立場から「追捕官符」を乱発した 処罰された事例がみられるのも(エ)、 「虚偽」であることが判明した場合、 中央政府が

存在するのではなく、「追捕官符」の請求と発給という手続きに端的に

以上から、国司の「重犯」検断権は、

通常の国衙行政権の一

部とし

φ

党」蜂起) 示されるように、天皇・太政官が軍事的に鎮圧すべき緊急事態 の権限の法源は、 朝臣更無過怠(雲)」という記事が、その原則をよく示している。 流罪義綱朝臣由一日進奏状、 む実力行使を無条件に公認される。「今大衆等依被殺久住者円応、 ないかなる内容の権限を、「追捕官符」を通じて授権されたのだろうか。 に授権されるものであったと断定することができる。 第一に、蜂起した「凶党」集団の武力抵抗を排除するため、 しからば国衙は、「凶党」蜂起という緊急事態を鎮圧するために必要 其捕者格殺之」という規定であろう。 の発生と認めた場合にのみ、「官符」によって国衙に一 捕亡律罪人持杖拒捍条逸文の「捕罪人、 雖然依宣旨追捕之間、 為流矢被射殺、 而罪人持杖拒 なお、 ( ) 凶

する権限が委譲される。冒頭に掲げた、 第二に「凶党」集団を鎮圧するために国衙が必要とする軍事力を 調 達

文言が明記されているか、 たことが想定される。 前に限定して例示)、「追捕官符」には一般的に「発兵. という定式が「追捕官符」の効果のこの側面である。また**表1**に 人夫(兵)」306348333333 「発官兵」 中央政府──〔追討宣旨〕→国司──〔下知〕 19、「発軍兵」 (\*この部分「『追捕官符』には一般的に 暗黙のうちに発兵が許容されていたと思われ ❸◎等の文言が散見し 「発兵」 ⑰⑱㉑⑤、 →国内 「発兵士」 3990 (\*源平内乱期以 規定が伴って 『発兵』

る。」に変更。

8888888の事例 務に対する代償として恩賞の給与を約束している。 第三に、「追捕官符」 は必要なだけの軍勢を調達するために、 および 「蒙追討宣旨、 必可有勧賞也(ユ)」とい 表1の1819 666 軍 事 ٩ 勤

授権されるのである。 う法理がその一般性をよく示している(第五章で詳論)。 きるだろう。 官符」を不可欠の要件とした理由が、これらの諸点によって十分納得で 以上の三つを主要な内容とする権限が、「追捕官符」 国衙が国内武士を合法的に催促する場合に によって国衙に 「追捕

I

兵」「人夫」と表記されているからといって、 かに区別された存在だったことがわかる。 夫及兵士」のことである)、 捕罪人条にみえる法制上の概念であり(義解によれば「人兵」とは「人 ことになってしまう(2)。だがしかし、この文言は捕亡令有盗賊条・同追 感から一般農民の強制的徴発方式が想定させるかもしれない。 が得られると考えるからである。「人夫」「人兵」という文言は、 の軍勢催促権=国衙軍制と律令軍事警察制度との関係を究明する手掛り 対象者の階層の問題に関わっていると思うからであり、 使用されていることに一言しておく必要がある。 おろか十世紀にいたってもなお「差発人夫」・「差発人兵」という表現が てさえ「強幹人」と呼ばれる武芸練達者でありつ、一般農民とは明ら なおここで「追捕官符」に付随する「発兵」規定において、 いけない。むしろ実態としては、 ないのである。ちなみに、かかる「人兵」の実態は、 延暦十一 「追捕官符」にもとづく国衙の軍勢催促対象者は一般農民という 年 (七九二) 軍団兵士制廃止後にみえる「兵士」「官兵」 決して催促対象者の階層を意味するもので 国内武士であったとみるべきである したがって十世紀以降に「人 文字通り、 一つには、 八世紀初頭にお 今一つには国衙 農民と考えて 国衙の催促 そうだと 九世紀は その語

者、

五

も前提としない捕亡令にもとづく国司の「人兵」 提として発展してきたものではなく、 軍編成の前提として平時から常備されていた律令軍団兵士制やを史的 が軍団兵士でないことはいうまでもない)。 れた国衙軍制=律令兵士制再編成説(3)、石井進氏が展望された国衙軍制 であったという点である(3)。このようにみるなら、 していると思われる(ハ)。 すなわち国衙の軍勢催促権=国衙軍制は、 このことはさらに制度的前提について、 健児制継承説(3)は謬見として退けられねばならない。 むしろ軍団兵士制の存在を必ずし 次のごとき重要な論点を提 差発権を継承した形態 戸田芳実氏が想定さ 征

申している。 誤認にもとづく国司の「数百人兵士」の催促・追捕は「重犯」に相当 源仲正は けたかについて実例に即してみてみよう。 催促に対する掣肘は擅興律擅発兵条「凡擅発兵、 権の逸脱= 官たりといえども「輙発兵」して追捕することは 高継并党与人等」という事件を起した。 九)紀伊守伴龍男が「与国造紀宿袮高継不愜、 ると考えられていたのである。また時代はやや遡るが、 して追捕・進上したが、それに対して検非違使勘問は「太無実」と断じ、 して罪科に処せられたことは明白である。 追 『中右記』の記主中御門宗忠は 一十人徒 次に国司が 雖云長官、須委之傍吏、任理勘決、 捕官符」にもとづかない国司の恣意的軍勢催促は重大な越権行為と 二年、 「故義親法師雇置宅主」常陸国住人某を「数百人兵士」を相 越権行為だったのである。 すなわち「犯過者」は 「追捕官符」なしに軍勢催促した場合、 五十人加 一等」の規定に法源をもつと思われる。 「事体非重犯歟(タ)」と評している。 「任理勘決」すべきなのであり、 この二つの事例からだけでも その際掾林並人は「百姓有犯過 而躬捕前人、事乖物情(28)」と上 なおかかる国司の恣意的軍勢 元永元年 (一一一八) 於是不忍怒意、 「乖物情」く重大な職 いかなる処分を受 嘉祥二年 輙発兵捕 下 (八四

国内武士編成の内部にまで立入って把握することはなかった。 限の条件として、全国的規模での たものであること、いいかえれば「追捕官符」こそ国衙軍勢催促権の唯 催促権を制御・拘束しているのであって、この意味で「追捕官符」がも ことはただちに中央政府の軍事的無力を意味するものではない。 終的に独占していたということができよう。 えてみるならば、王朝国家の中央権力は全国統治を実現するための最低 があると思うのである。「国家とは、 て政府は「追捕官符」を通じて間接的にではあるが確実に、 の源泉であったことを証明しえたと思う。そしてこのことは観点をか 国衙行政権に由来するものではなく、「追捕官符」を通して授権され て追究した。これまでの論述によって、 国衙軍制の編成・動員におけるひきがねとしての意義を強調する必要 人間の共同体である」、あるいは の源泉ඖ」なのである。 上本章では、 物理的強制力の独占をみずから(効果的に)要求するところの、 国衙の軍勢催促において「追捕官符」のもつ意味に 「重犯」検断権と最高軍事指揮権を最 「国家は強制力に対する『権利』の ある一定の領域内において、 国衙の国内武士催促権が通常 たしかに中央政府は国衙の 国衙の軍勢 だがその かえっ 合法 あ

たことが確認された。次に考察しなければならないのは、 示した暫定的定式の次の部分、 「追捕官符」による中央政府の指令に根拠をもつ他律的な権限であっ 論述によって、王朝国家体制下の国衙の国内武士催促権が、 すなわち 前章冒頭で掲 実

という催促方式の具体的形態である。 **[下知]** →国内武勇輩

> 戸田両氏の所論をあげることができる。 あらかじめ催促要員たるそれらの人々を選抜し、一定の形式で把握して る。 帳・交名などの諸注文の類が、軍役を含む公事賦課に関する国例の「支 推定された(3)。 また戸田氏も公事勤仕に関する差文・定文・日記・実録 れており、 士の家にふさわしい過去の経歴の記録 であることの認定にとってもっともふさわしい雑公文であると考えてい るべき雑公文をさらに限定すれば、 証」となっていたのではないかと論じておられる(ヨ)。 ることが必要である。この点について注目すべき見解として、 ところで自明のことではあるが、国衙が国内武士を催促するためには、 「勲功者注文」など勲功者に関わる文書こそ、 武士であるか否かの認定が結局は国衙との関係でなされたと 私は第五章で詳述する「合戦日記 (=「譜第図」) が国衙に保管さ 石井氏は、 武士の実績把握、 先祖伝来の家系と武 かかる「支証」た 石井

11

ても、 それとは別に独自の形式があったはずである。「武士交名」注進がそれ だがしかし、 国内武士を催促することを直接の目的とする把握形式としては 右記の雑公文が武士の実績把握の 「支証」であったとし

されたが(3)、 単位の御家人交名を国衙在庁に命じて調査・注進させたことを明らかに すなわち治承四年(一一八〇)十一月、源頼朝軍の西上を防遏するため 対処するため、 美濃源氏らに「要害守護」を命じようとした公卿議定において、 石井進氏は鎌倉幕府が御家人役を賦課するためにことあるごとに 「承交名可載宣旨状歟(ヨ)」と述べている。 実は少なくとも院政期まで遡って確認することができるのである。 伊豆に配流された前座主明雲を奪取した延暦寺大衆の動 かかる国衙在庁による国内武士交名の調査・注進という作 後白河は近江・美濃・越前三国の国司に「各可注進国内 また安元三年 吉田経

は、 制 世紀には全くみられなかったものである。とすればこの方式は、 脱しつつあったのであり、 いうのである。このように国内武士は国司の軍事的把握からしだいに離 すなわち国内武士はこの時期、 猛勢輩、 旨状云、 の事情については、保延元年の海賊対策における権中納言源師時の 促方式)の解体傾向に対する認識にたって採用されたのが、 の史的展開における一つの重大な変動とみることができよう。 !政期になって新たに出現した方式であり、それ以前の一○・一一 中央政府が国内武士を、 各好海賊(\*)」という現状認識によってうかがうことができる。 国司仰国内猛者、可令追討者、愚案、 かかる国衙軍制 国司の軍勢催促に応じなくなっていたと 「交名」注進を通じて直接把握する方式 (国司を通じての国内武士催 此事不可叶 故者、 中央政府に その間 国衙軍 諸国 宣

式を正攻法によって解明することは史料的制約からほとんど不可能に近ことである。したがって一〇・一一世紀における国衙の国内武士催促方言とである。したがって一〇・一一世紀における国衙の国内武士催促の具体的手続きが中央の史料に登場しないのは当然のすべて国司の裁量に委ねられていた一〇・一一世紀に、「武士交名」を持するのは、国司が国内武士を十分掌握しえなくなった段階での中央政場するのは、国司が国内武士を十分掌握しえなくなった段階での中央政がく院政期に入って中央の軍事的対策のなかで「国内武士交名」が登

よる直接掌握方式だったのである。

ヽ。いといわねばならない。唯一可能な道は間接的方式による類推以外にないといわねばならない。唯一可能な道は間接的方式による類推以外にな

朔

の国司が

「武士交名」を注進している事実は、

当

Ó

玉

押領使」に差定されたが、それは、代々押領使として公事を勤仕してき 事者」を選定・差進させた。 とすれば本来の国衙による軍勢催促では、 衙が国内武士を催促することが困難になってきつつあったとはい 追 に 仕させていることに注目したい。 されよう。すなわち「武者子孫松影」なる人物が国衙税所から「進官米 戸田氏によって取り上げられた『高山寺本古往来(\*\*)』の次の内容が注目 体をも郡司を通して把握していたことがわかる⑸。 及廿人」という文言によって、 行列の陣列に必要な騎兵を調達するためにまず郡司に命じて「土浪人堪 式がこの問題を考察するうえで貴重な手掛りとなる。 る軍役の特殊な形態と見做すことができる山城国賀茂祭騎兵役の賦 調査・登録を、 している「国内武士交名」にもとづいておこなわれたと考えられるの らを確実に帳簿(「交名」) を把握していたのである。 ふさわしい公事である進官米押領使に郡司・書生の たことを郡司・書生が税所に「伝言」したからであった⑶。「武者」に (八九七) 四月官符に引かれた山城国司解によれば、 戦時における軍役賦課とはやや性格を異にするとはいえ、 「捕使」というように、 おいても、 それでは国衙は軍勢催促=軍役賦課を直接目的とする国内武士 前 具体的にはどのように行なっていたのだろうか 々国字、 国衙はあらかじめ選任すべき「部内武芸之輩 部内武芸之輩、 上では掌握していたことを意味している。 そして「注拒捍人交名申迭」「承引之輩 国司は彼らの「拒捍」「承引」 また国司が諸国追捕使を選任する場 撰堪其事之者、 国衙があらかじめ調査・登 類似の事例としては、 「伝言」によって すなわち寛平 国司は賀茂祭斎院 申請公家、 、平時に 状況の全 課方 お 彼 木 で だ け

た。 ・登録している雑公文のうち「勲功者注文」・「合戦日記」から 底」)に保管されている雑公文のうち「勲功者注文」・「合戦日記」から たかかる調査・登録の基準こそ、国衙文書収蔵庫(=「国底」・「庫 たかかる調査・登録の基準こそ、国衙文書収蔵庫(=「国底」・「庫 たかかる調査・登録の基準こそ、国衙文書収蔵庫(=「国底」・「庫 たかかる調査・登録の基準こそ、国衙文書収蔵庫(=「国底」・「庫 での「交名」を調査・把握していたと結論してさしつかえないと思う。 内武士にふさわしい諸役を勤仕させるために、国―郡行政機構を通じて 内武士にふさわしい諸役を勤仕させるために、国―郡行政機構を通じて すものではないが、やや強引に一般化するなら、国衙は平時において国 上記の事例は、摂関期における「国内武士交名」の存在を直接的に示

くむ前に軍勢催促の具体的形式についてさらに考察しなければならない。 でにくらべて後者のほうははるかに困難であり、それには国衙の一般行かは別個の問題であり、前者が行政事務として比較的容易に実現しうる士一人一人の行政上・帳簿上の把握と、現実に彼らが催促に応じるか否勢催促とは一応区別された催促の前提としての行政事務である。国内武「交名」を調査・登録していたことを述べた(\*)。かかる調査・登録は軍「交名」を調査・登録していたことを述べた(\*)。かかる調査・登録は軍のにくらべて後者のほうははるかに困難であり、それには国衙の一般行めにくらべて後者のほうははるかに困難であり、それには国衙の一般行のにくらべて後者のほうははるかにとを述べた(\*)。かかる調査・登録は軍「交名」を調査を持ているはずである。しかしこの問題にとりる。

#### 三廻文

らを催促するのであるが、その形式は「廻文」であった(ヨ)。(\*以下、よってあらかじめ調査・登録してある「国内武士交名」にもとづいて彼「追捕官符」によって「凶党」追捕を命じられた国衙は、行政機構に

形式であった。」)
『間をまわる」と解説されているように、中世を通じて軍勢催促の一般的準備をするよう領主が臣下に書く手紙で、常に同じ手紙が多くの人々の定の役に勤仕するよう求める文書形式であり、『日葡辞書』に「戦争の再々投稿原稿により補筆。「廻文とは、複数の宛名人に順次回覧して特

ついて全く関知せず、すべて国衙の裁量に委ねていたという理由にもとように、一〇・一一世紀には中央政府は国内の軍勢催促の具体的形式に

「廻文」で出陣催促したという明証はない。その事情は前章でも述べた

残念ながら王朝国家体制下の

諸

衙

ところで源平争乱期を除き、

た。したがって「交名」注進の事実は間接的にではあるが、「廻文」に れているように、「交名」注進は ある。 「記其交名状謂之散状(タ)」 「散状と云は、 づいている。しかし、間接的に推断することは不可能ではない。 (\*)』などに「廻文」による催促の事例が散見され、『伊呂波字類抄(\*)』 の全期間を通じて中央政府が複数の人々に「雑事」を勤仕させる形式 よる催促方式の存在を窺知せしめるのである。第二には、王朝国家体制 段として採用されていたと推断して大過ないと考える。 式として普遍的に利用されていた「廻文」が、 『小右記』の事例を表2に示した) 「廻文」であったことである。 第一の根拠は前章で論じた国衙による「国内武士交名」注進の事実で 「廻文」の項には「官外記触事廻仰諸家雑事准之」と記されてある。 かる事例から推して、特殊な諸役に複数の人を参勤させる一般的形 この時期の古記録(\*『九暦』『権記 「廻文」発給のための前提作業であ や『宇津保物語(キ)』・『今昔物語集 廻文の事也(3)」と解説さ 国衙 の 国 |内武士催促の手

(\*史料引用を追加)

表2 『	九暦』・『権記』・『小右記』にみえる遅文	
年月日	記事抄録	出典
天曆 1(947),12,20	荷前使随員散位平忠則、題文に病を注し不参。	九曆
長徳 4(998),9,24	頭弁行成、左府道長邸で維摩会廻文を書き大外記に付す。	権記
長保 2(1000),9,5	頭弁行成、左府道長に維摩会掛会廻文を覧じ、下す。	権記
寛弘 8(1011),10,11	権中納言行成、三条即位式供奉官人を催す廻文3枚を見る。	権記
長和1(1012),題 10,19	大嘗会悠紀方膳部を親王公卿に奉仕させる廻文を実資に持ち来る。	小右記
長和 2(1013),8,14	斎宮行事所、御禊出車廻文を実資ら公卿八人に進む。	小右記
長和 3 (1014),3,24	実資、仁王会行事所題文に任せ,従僧の偕を調備し送る。	小右記
長和 4 (1015),4,23	教康親王家、斎院禊祭行列の童女の馬の廻文に応じず。	小右記
寬仁 1 (1017),10,16	仁王会行事所から実資に延休堂を装束せよとの廻文が来る。	小右記
寛仁 1 (1017),12,16	実資、僧欄廻文で路社に仏舎利を奉る童1人を求められる。	小右記
寬仁 2(1018),3,4	実資、臨時仁王会行事所題文により請僧6口の衡重を調備す。	小右記
寬仁2(1018),6,27	仁王会行事所から実資に加供(僧綱1・凡僧5)題文を送り来る。	小右記
寬仁 3(1019),7,13	造伊勢大神宮神宝行事所、実實に鷲羽50枚を進めよとの廻文、来る。	小右記
寬仁 4(1020),12,16	疫情を接する仁王会により触線人も不動物を加供せよとの行事所理文。	小右記
万寿 4(1027),12,30	上東門院主催法成寺法会の加供廻文から復任49日以内公卿を除く。	小右記
長元 4(1031),8,22	実資、大極殿百高座仁王会行事所廻文により加供す(僧正1凡僧6)。	小右記

文」による国内武士催促方式を具体例に即して考察してみよう。 上記の推定が認められるものとして、 『平家物語』巻六「廻文」によれば、源義仲は信濃で挙兵するに先立 次に源平内乱期における「廻

> 海野の行親をかたらうに、そむく事なし。是をはじめて、信濃一国 の兵もの共、なびかぬくさきもなかりけり、

兼遠「まずめぐらし文候べし」とて、信濃国には、

ねの井の小野太

た平氏に対し、豊後国在京国司藤原頼資は平氏「追出」を国衙に命じた。 たからこそ、義仲と兼遠はこの方式で催促したのである。 すでに信濃国を含む諸国で国内武士催促の一般的形式として存在してい る。「めぐらし文」による「一国の兵もの共」催促方式が、 とあり、「めぐらし文」によって「信濃一国の兵もの共」を催促してい 同じく巻八「緒環」によれば、都を追われ大宰府に反攻の拠点を移し 内乱期以前

(\*史料引用を追加)

にめぐらしぶみをしければ、 維義に下知す。・・・(維義、) の給ひつかはされたりければ、頼経朝臣是を当国の住人、緒方三郎 かれたり。京より頼経のもとへ・・・一味同心して追出すべきよし、 豊後国は刑部卿三位頼資卿の国なりけり。子息頼経朝臣を代官にを しかるべき兵ども維義に随ひつく。 国司の仰を院宣と号して、 九州二嶋

施行されたことがわかる。この施行形式を記事に即して図式化すれば、 の仰を院宣と号して、九州二島にめぐらしぶみを」発するという形式で 右の引用記事から、この平氏追放令は、 豊後国住人緒方維義が「国司

中央政府— [院宣] →国司— [追出すべきよし、 →代官— 〔下知〕→緒方維義— 〔めぐらしぶみ〕 →しかるべき兵ども の給ひつかはす)

棟梁的武士であったことが明らかになった。 的に一致するだけではなく、「廻文」によって現実に軍勢催促を行なう 位の軍勢催促が「廻文」によっておこなわれたこと、 ている点にとくに注目する必要がある。以上の二つの事例から、 軍勢指揮者が、 と表示できる。 緒方維義という一国棟梁的武士であったことが明示され 第二章の冒頭で暫定的に示した国内武士催促 その担当者が一国 方式に基本 一国単

文書例が左掲文書である。 さて、 内乱期における 「廻文」 による国内武士催促方式を示す貴重な

摂津国御家人等 次第不同

豊島太郎源留、 奉、

**達藤七郎為信、** 奉、 余准之、

不日可被寄罰者也 参洛、於七条口 右来何日一谷発向也, 而可入見参、若有不参之輩者、 依所廻如件 当国御家人等、 随惣追捕使之催、 即処手謀叛与力衆、 一人不漏令

年月日

討使源朝臣判(4)

うでないまでも元来河内源氏との関係はさほど深くなかった人々だった 記された豊島・遠藤らの武士は、 衙の軍勢催促方式を表現する事例として十分利用しうると考える。 と思われる(\*)。 元暦元年(一一八四)二月、 る形式であるが、この文書例に一定の配慮を施せば王朝国家体制下 第一に、この 「廻文」 は 「廻文」の催促対象は摂津国御家人であるが、 明らかに鎌倉殿が御家人役としての軍役を勤仕させ 内乱以前には平氏に属していたか、 追討使源義経は院宣によっ 交名に列 -の国 そ

> 率之由、 御家人であるとはいえ、彼らは従来国衙から催促対象者として把握され 促権を槓杆として御家人制に組み入れられたものと考えられる。つまり、 上記の交名に掲げられた人々は右の如き追討使に付与された国内武士催 ていた国内武士にほかならなかったのである。 内近国、 可被仰ધり」という内容の国内武士催促権を付与されているが、 号源氏平氏、 携弓箭之輩并住人等、 任義経之下 知

て

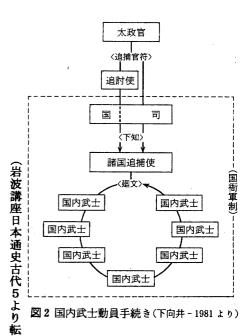
諸国追捕使が一国単位の「凶党」追捕機関であったことについては、 払わなければならないのは、惣追捕使が王朝国家体制下の諸国追捕使⑸の 頼朝が、 指揮官は惣追捕使である。この時期の惣追捕使が 門国守護職次第分 堵がすなわち守護職補任にほかならないと主張している事実(®)と、 代数百年あまり押領使職を相伝してきており、 は、 ったことは疑問の余地がないが、より直接的に両者の移行関係を示すの 的同一性という点からみても総追捕使(守護) 候之程且為承成敗可令守補之由所令存知也(3)」という記事が端的に示す とから明白である。 行の押領使申文に「若有凶党之輩、 公是茂、令追捕部内凶党事⑸」とあり、 暦十年(九五六)近江国司に下した追捕官符に「応以散位従七位上甲可 権限すなわち「凶党」追捕権を継承した機関であったという点である(ミッ)。 あり、守護制度の原型であることはいうまでもない。 という記事である。 ように「凶党」成敗を目的とする機関であった。 第二に、この「廻文」によれば、 幕府による守護補任の由来の調査に対し、 御家人となった東国有力武士を各国に派遣した時の職名(ミ゚)」で 一方、総追捕使も同様に「於総追捕使者彼凶党出来 0) 「長門国平家以往守護職、 且以追捕、且以言上(M)」とみえるこ 追討使の下で国内御家人を統 天曆四年 (九五〇) 下総守藤有 の源流が諸国追捕 小山朝政が秀郷以来十三 頼朝によるその相 かくの如く権限の基本 元者号神等押領使職 「『追討使』となった しかし同時に注意を が率する #使であ 天

ことが可能であると考える。

先に緒方維義の「しかるべき兵ども」催促の事例によって国衙の軍勢催 府は惣追捕使=守護制度が確立するまでの期間、 注文を肥前国押領使大監藤原宗家=高木太郎大夫が注進している(ツ)。 おり、また建久六年 御家人に対し「随押領使藤原兼高下知、 いる事実である。 |棟梁的武士の国衙機構内部での地位は諸国追捕使であったと推断する 権は現実には一国棟梁的武士が担っていたと述べたが、このような一 内御家人催促権に対比される国内武士催促権を現実に掌握してい 朝国家系統の諸国追捕使に勤仕させる場合があったことが判明する。 時における御家人統率と平時におけるその転化形態である番役催促 ていない国では本来守護の果すべき権限を既存の諸国追捕使に委ねて かくみれば、 さらに注目すべきは、 諸国追捕使にほかならなかったと結論することができると思われる(®) 内乱期以前には、鎌倉殿が配置した惣追捕使 たとえば元暦元年(一一八四)追討使源義経は石見国 (一一九五) には肥前国御家人の大宰府守護所結番 草創期の幕府は総追捕使=守護がいまだ設置さ 相具追討使(3)」 すことを命じて 本来守護の権限である たの

方式の一般的形態を示していると考えるのである。人を国内武士に置き換えれば、まさしく王朝国家体制下の国衙軍勢催促例として生かすことができる。すなわち惣追捕使を諸国追捕使に、御家国家体制下の国内武士催促方式の具体的形態を窺知せしめる貴重な文書以上のような配慮を施すことによって前掲の「廻文」の文書例を王朝以上のような配慮を施すことによって前掲の「廻文」の文書例を王朝

ともふさわしい形態であり、それは「追捕官符」が国衙の軍勢催促の唯かかる形式にもとづく国衙の軍勢催促方式こそ国衙軍制と呼ぶにもっ型」として表現すれば、およそ次の図2の如く定式化できる。示しておいた国衙の軍勢催促方式を、いっそう完成されたいわば「理念これまでの叙述によって得た知見をもとに、第一章の冒頭で暫定的に



の枠内での変動にすぎない。この点はさらに後述しよう。変化として進行するのであって、それはあくまでも前記の軍勢催促方式は国司(受領)と諸国追捕使、諸国追捕使と国内武士の関係のあり方の王朝国家の全期間を通じて存続しつづけたとみなされる。その間の変動一の源泉として有効性を保っていた九世紀末から十二世紀末までのほぼ

ては、 とみえること、 組み入れられることがあったことは、 示されている。また追討使の指揮下に国衙軍制が編入されたことについ 下された「可被仰随使触差副人兵、 8 0 されるだけでなく、中央から検非違使や追討使が派遣された場合にもそ 検非違使が近江国へ派遣されたさい近江国衙に「供給宣旨」とともに 指揮下に編入された。検非違使の地方派遣に国衙軍制がその指揮下に 令因幡守正盛追討之由<sup>(3)</sup>」宣旨が下されていることから明瞭である。 かる国衙軍制はたんに「追捕官符」を蒙った国衙によってのみ発動 たとえば平忠常の乱において あるい は平正盛の源義親追討にさいして「催近境国々兵 可令追捕之由(3)」という宣旨によく 「(追討) 長徳三年 使直方并諸国兵士等(6) (九九七) 犯人追捕のた

といえよう。 王朝国家権力が全国統治を実現することを保障する強力的支柱であった王朝国家権力が全国統治を実現することを保障する強力的支柱であったとしていたのである。かかる意味において国衙軍制=国衙軍剣を基盤においても、「国」単位に行政的・領域的に編成された国衙軍制を基盤国衙が執行する場合も中央政府から検非違使や追討使が派遣される場合このように王朝国家体制下の反国家武装闘争に対する国家権力の抑圧は、

# 四 謀反与同罪—軍事刑罰権(ತ)

複雑な利害関係のなかにある国内武士を、そのような存在形態とは無関 取上げる出陣拒否者に対する制裁すなわち軍事刑罰権であった。 主要な根拠が次章で述べる勲功賞給与の約束であり、もう一つはここで するだけの武士を現実に動員するためには、それを可能ならしめる一定 が 礎づけられていたことはいうまでもない。国衙と国内武士の軍事指揮関 係に一般的に催促しえたのは、 (ミ)」であるとか、「一種の約諾の上に成立する」「傭兵的性格(ミ)」という 致したとき」「全体として機能しえた」「かなり自発的で主体的な行動 係について、これまで説かれていた「地方豪族の利害が国司のそれに一 もとづいていたのである。 時においては多様な存在形態(政治的地位。人格的従属関係) 条件または根拠が存在していなければならない。そのうちのもっとも 明らかになったと思う。 これまでの考察によって、 「追捕官符」 衙の軍事指揮権について考察するうえでまず注目しなければ 権という根本的な問題を見逃している点で正しくない。 にもとづく国衙の軍事指揮権に随伴する刑罰権と恩 しかしかかる催促方式が実際に作動し必要と そしてこの二つがいずれも「追捕官符」に基 戦時における国衙の軍勢催促の具体的形式 直接的には右の二つの条件または根拠に を示し 国衙が

> 者として厳罰に処せられたのである。 おいののののである。\*不参者には「謀叛与力」罪が通用され敵対意思表示である。\*不参者は不参理由を書かなければならない。)、源平思を明確にしなければならず(交名の下の「奉」の字は参勤するというに登録され出陣を命ぜられた各武士は、廻文を受理したら参・不参の意于謀叛与力衆、不日可被寄罰者也(⑤)」という文言である。すなわち廻文ならないのは、前掲追討使源朝臣廻文にみえる「若有不参之輩者、即処ならないのは、前掲追討使源朝臣廻文にみえる「若有不参之輩者、即処

この事例も国衙が不参者に対する軍事刑罰権を保持していたことの一般 には、 とがうかがえないだろうか。また天仁元年(一一〇八)源義親の追討 じない武士を謀叛与力衆と見做して追捕しうるという法理が存在したこ を「賊虜」と認定して追捕するという論理の背後に、 以非忠盛家人者、号賊虜進(ミ゚)」というものであった。忠盛家人でない者 ことなどから推断すれば、不当な一般化ではないと考える。 決笞五十、 た可能性を読みとることができる。さらに前記寛平九年(八九七) に非協力的だった(催促に応じなかった)武士が「同意輩」と認定され 為懲傍輩、重又可尋誡件輩者(テ゚)」という内容をも含むものであり、 命じた宣旨は「近境国々人民之中、 (一一三五) 平忠盛が進上した海賊七○人の実体は「此中多是非賊 他に例証を求めることはきわめて困難であるが、 賀茂祭騎兵役拒捍者に国衙から「不限土浪、 以懲将来⑸」という制裁が加えられることが明記されている。 有同意輩由、旁有其聞、 不論蔭贖、 たとえば保延 追討使は催促に応 為断後悪 追討

諸役催促において、理由なき不参者に処罰が加えられた事例(®がみえるる処罰によって支えられていること、また宮廷行事における廻文による定するのは早計にすぎよう。しかし一般に命令の実効性が違反者に対すに対する謀叛与同罪の適用という軍事刑罰権を国衙が保持していたと断

もちろん、この源平内乱期の特殊事例だけによって、

ただちに不参者

的例証となろう。

のである。 な特殊事情にかかわりなく国衙の出陣催促に従わなければならなかった 武士は自己の所持する諸職・所領を従前通り保持し続けたければ、 軍事刑罰権を保持していたことを不十分ながら論証しえたと思う。 以上の叙述によって、国衙が出陣催促に応じなかった国内武士に対し 謀叛与同罪などを適用して国衙所職を剥奪し所領を没収するなどの 私的 国内

## 五

(1) 追捕官符と勲功賞

にあった。 催促に応じる最大の根拠は、 ついて具体的に検討していく。 国内武士が私的諸事情とは直接関わりない原理で積極的に国衙の軍勢 以下本章では勲功賞請求・給与手続きにおける国衙の役割に 国衙が把握していた勲功賞推挙(給与) 権

最初に、この時期の勲功賞の性格・特徴について、 正月の将門追討官符の一節を素材に簡単に整理してみよう。 之賞、永及子孫、 左大臣宣、奉勅、宣仰国宰、 |承知、 依宣行之(3)、 伝之不朽、 又斬次将者、 若殺魁帥者、募以朱紫之品、 随其勲功、 天慶三年 賜官爵者、 賜以田 九 諸 匹 地

ある。このように恩賞の授受が人格的・ すなわち勲功賞は太政官と武士との間で、国司を媒介に授受されるので のではなく、 「官符」によって「諸国」に「国宰」を通じて通達されている点である。 に、 王朝国家と個々の武士との間で交換されるところに中世封 将門および次将を追討した者に対する勲功賞の約束が、 個別的主従制の原理にもとづく

0

建軍隊とは大きく異なる特徴があった。

という原則があった。「蒙追捕宣旨、必可有勧賞(マ)」という法理がこの のはこのためである。 い⑸。「追捕官符」にもとづく合法的出陣催促のみが有効性をもちえた 原則を端的に示している。逆に「官符」なき場合は勲功賞は賜与されな 第二に、勲功賞は「追捕官符」にもとづく出陣催促にのみ約束される

給与方式の原型であったと考えられる。 士を組織するための槓杆としての役割を果たすことになったのである。 況に直面した政府と国衙にとって、それを鎮圧する軍事力として国内武 半以来顕著となった反国衙武装闘争=「凶党」蜂起という新しい政治状 を意味するものではない。 れたものではなく、律令国家の臨時殊功による特授(タ゚や「功田(ケ゚) 給与 列の二つの系列があった。両者は王朝国家体制になってはじめて創出さ そして「田地之賞」の系列は中世封建軍隊における謀反(叛) 人所帯跡 に淵源する。 第三に、勲功賞には「朱紫之品」「官爵」の系列と「田地之賞」の系 とはいえ形式の同一性は必ずしもその役割や意義の同一 勲功賞としての臨時特授や功田は、 九世紀後

度に照応する。「依軍功之勤、 原則をよく示している。 随其勲功、 第四に、 魁帥の斬首には「朱紫之品」「田地之賞」、 賜官爵」とあるように、勲功賞は勲功者が尽した軍忠の程 随可有勧賞之軽重(テン)」という法理がその 次将の 斬首に

臨 間を通じて基本的に妥当するものと考えられ、それは一面では律令制の 前提をなす過渡的性格を示していると思われる。 .時特授を継承したものであるとともに、他面、鎌倉幕府以降の勲功賞 以上列挙した勲功賞の特徴は、一〇~十二世紀の王朝国家体制 の全

# 勲功者注

なす勲功者交名注文であろう(型) 整理したものである ○一九)六月二十九日刀伊賊撃退の結果を報告した大宰府解文の一部を 求する手続きの全貌をもっとも具体的に伝えているのは、 前国家体制下 ・の国内武士が自己の軍事勤務の代償として勲功賞を請 (以下注文と略記)。 表3はその記事を 寛仁三年

『小右記』寛仁三年六月二十九日条の大宰府注申勲功輩交名(勲功者注文)

	勲功者	勲功者
	散位平為賢·前大監藤原助高	以上五人、警固所合戦之場相戦者雖数多、賊徒正中件
1	<b>康仗大蔵光弘</b>	為賢等矢、但重方不載先日府解、事懆子細依不注申
	藤原友近・友近随兵紀重方	也、令尋実誠追所言上也
2	筑前国志麻郡住人文室忠光	賊徒初来志摩郡之日、与所差遣兵士合戦之間、中忠
		光矢多、又斬賊徒之首進上、并進彼戎具等、
3	同国怡土郡住人多治久明	賊徒到来之間、於当郡青木村南山辺相戦、賊徒合
		戦、射取賊一人、斬其首進府、先日解文難注子細、
		仍件久明自漏、
	大神守宮	賊徒擊却之間、計要害所々、件守宮等差加兵士予所
4	擬検非違使財部弘延	遣也、而於筑前国志摩船越津辺合戦之間、中件守宮
		等之矢者多、就中生捕二人、但一人被疵死了、
(5)	前肥前介源知	賊徒還却之間、於肥前国松浦郡合戦之間、多射賊
		徒、又生捕進一人、
	前少監大蔵種材	賊徒逃却之日、依有兵船遅出之告、以少弐兼筑前守源
		朝臣道済遣博多津、且令解纜、且問遣其案内之処、奉
		使者等各申云、賊船数多、猶造兵船、一度可罷向者、
6		其中種材独申云、種材齢過七旬、身為功臣之後、待造
		了兵船之間恐賊徒早逃、棄命忘身、一人先欲進向者、
		道済以種材所言而為善、憖出衆軍了者、依賊船之早
		去、誠雖無遂戦、種材之所言忠節不浅、
7	壱岐講師常覚	賊徒三襲、毎度撃返後、不堪数百之数、一身逃脱、
		身雖非在俗、其忠不可隱、

みよう(8)な た軍忠をいかなる形式で申告し勲功賞を請求したか、 (一般的には国衙) 下、この注文の記載内容を中心に、 はどのような役割を果たしたかについて考察して 各国内武士が合戦において尽し そしてその際大宰

数・鹵獲武器雑物等の戦果が、詳細・克明に注記されている。このよう 場所・日時・軍忠を尽した状況・射殺人数・分捕った首級・生け捕り人 者」という「追討勅符」にもとづいて言上したものである。 右の軍忠申告を大宰府官人が審査・認定するという作業である。 果を詳細にわたって大宰府に申告するという手続きであり、もう一つは 戦に参加した各武士またはその戦闘集団が自己の軍忠を尽した状況と戦 な具体的な内容の記載を含む注文を大宰府官人が作成・上申するために の記事からわかるように、 さて、この注文は その前提として最小限つぎの二つの作業が必要である。 警固所合戦勲功者五人をはじめ十二人の勲功者交名が記され、 「若有攻戦忘身勲功超輩者、 彼らの勲功賞に値する「状跡」すなわち合戦 随其状跡、 この注文に 一つは、合 加以褒賞

は、

される。 てみよう。 副えて提出した戦果報告書にもとづいていると思われる。 武器等を進上することによって勲功を査定してもらっていたことが確認 記載から明らかなように、各武士は大宰府に分捕った首級・生捕・鹵獲 射取賊一人、 の実例から十分に論証できる。 まず合戦に参加した各武士の勲功賞の申告手続きについて具体的にみ また彼らの具体的な「状跡」 注文の②「斬賊徒之首進上、 斬進府」 (多治久明)、 記載は、 并進彼戎具等」(文屋忠光)、 「生捕進一人」(源知)などの 彼らが首級などの戦果に それは他の 3

賀茂貞行は、 |前から但馬へと逃れた「凶賊」 たとえば、 天慶四年 ただちに (九四一) 「注事由言上於当国」 藤原純友らの 藤原文元ら一行を斬首した但馬国住人 している。 組 抵抗 こ の が壊滅した後 事由」

的状況 **北庶成** 内容は た勲功者 (あるいは誇大に) であ 沙、 適射殺両人 ったはずである。 計 催 分捕った首級に副えて軍忠を尽した状況と成果を克明に !発数百之兵」「文元抜太刀、 記載した報告書を国衙に提出したのであ 即取其首了(ತ)」という文元兄弟斬首に このように合戦において 襲 和向貞 行、 凶 然而 賊 不 を斬首 で至る具 顧 身 命 体

一後国に告げた追討使源経基下文の次の一節が注目される 乱 品の時 'の事例であるが、 天慶四年 「凶賊 桑原生行を斬首 したことを

 $\sigma$ 

カン

:かる報告書は当時一般に「合戦日記」と呼ばれていた。

やは

ŋ

純友

注

る

間 徒今月六日 工捕件 副 合 戦 :生行并擊殺賊徒 [襲来当 行記、 国 進送大宰 海 部 郡佐 +府已了 伯院 及討取馬船絹綿戎具雑 82 爱始従申 時、 至 物 于 之由 酉 剋 合戦 同

申告したものと考えて間違いない と思われる(ಉ)。 合と基本的に いる各勲功者も同様に「合戦日記 :記」を大宰府に進送したのである。 日  $\bar{\sigma}$ 記 時刻 ずから ・一致し、 経基は生捕った生行や賊徒の首級に副えて、 「合戦日 軍忠を尽した状況・戦果の内容などが記載され 本節 :記」には少なくとも桑原生行ら賊 (の分析対象である大宰府勲功者注文に記され この手続きは前記の賀茂貞行の場 提出という手続きによって勲功を ※徒との この ていた 「合戦 合戦 場

示して てみよう。 「合戦日記」) いるように 」をつきあわせて厳重に実検して また刀伊賊勲功者注文にもどって、 注文の 尋実誠追 を受理した大宰府の官人の勲功の審査 ①紀重 大宰府官人は各武士が提出した首級等の戦果と 所言上也 一方の項に「但重方不載先日不解、 という記事 (「尋実誠」)、 が かみえる。 各武士の この記事 勲功申告 認定についてみ 勲功の 事懆子細依不 審査 が端的に (戦 果と

> 定を 行 な 「勲功 者 注注文」 を 作 成 上 申 i たことが 確認 さ れるのであ

のである。 どの事例は、 時功可叙位解文等(%)」 という手続き、 いと思う。前記した賀茂貞行の場合の「注事由言上於当国、 の王朝国家体制の全期間を通じて各国衙において十分妥当するとみてよ 海賊追討解文」にもとづく「成功者三人、 文 Ļ を中心に具体的に考察してきたが、この手続きは一〇~ 刀 伊 明らかに国衙が勲功賞推挙権を保持していたことを示すも 賊 あるいは天暦二年 撃退における勲功者 の申請、 または天元五年 (九四八) 伊予国の i 申告 手続きについ 随其品帙可被賞進者(象)」 (九八二) て 「越智用忠依海賊 以解文参上(\*)」 「大宰 伊予国司 府 勲功 の

合戦 五年 うに つが、 初に橘遠保ら八人 士に与えられる勲功賞はせいぜい表4③~⑤⑩~⑫⑭~⑫⑭�����などの に限定されていたと思われ、 賞が多いが、 したものである。 して国内武士が国衙の軍勢催促に積極的に参加していく有力な理由 によってはじめて勲功賞の特典に浴しえたことが明らかになった。 に注した「合戦日 待して国衙の なお表4は一○~一二世紀における勲功賞の事例を不十分ながら表示 以上述べてきたことから、 -の海賊追討では Ő 「掾」など任用国司クラスかあるいは下級 国衙の掌握する勲功者推挙権にあったことを論証しえたと思う。 (模によって勧賞人数は当然異なるが、 それらは追討使など一軍の指揮官や 出陣催 史料として残存している実例は、 記」を国 |促に従った個 |成功者三人| 衙に提出し、 「次将」や一般 将門の乱平定の 「追捕官符」によって約束された恩賞を (31) (31) 々の武士は、 国衙の実検・推挙をうけること 刀伊賊撃退では一五人 「凶賊」を斬首し 「任人数十 たとえば将門 自己の戦功とそれ 武官だったと思う。 「魁首」 国守や五位以 斬首の 乱勃 た国 Ĺ かく 内 苅 の の 期 武 賞 勧

表4 10~12世紀の勲功賞

	~····		0~12 医紀4	27M 20 A		
L	年月日	氏名	勲功前	勲功賞	勲功名	出典
Œ	寛平 6(894),9,18	文屋善友	対馬守	従5下	討新羅賊之賞	小右記
2	承平 6(936),6,7	紀 淑人	伊予守	従4下	揚捕海賊賞	尊卑分脉
(3	天慶3(940)1,19	藤原遠方		任官・軍監		貞信公記
<b>(</b>	天慶3(940)1,19	藤原成康		任官・軍曹	(承平海賊賞)	同上
(5)	天慶3(940),1,20	藤原文元		任官・軍監		同上
6	天慶 3(940),1,30	藤原純友	1	従5下		間上
1	天慶3(940),1,9	源 経基	武龍介	従5下	将門密告賞	同上
9	天慶3(940),1,9	於保月矢		外従5下	将門密告賞	同上
00	天慶3(940),1,14	橘 遠保		遠江接		運太曆
0		平 公雅		上総據	将門防戦賞	貞信公記
12	天慶 3(940),1,14	ほか6人		(東国修)		園太曆
03		藤原秀郷	下野療	挺4下	対平将門賞	日本紀略
100	i	平貞盛	常陸接	従5下	討平将門賞	同上
05	1	任人数十人			17	同上
16		藤原秀郷	下野袋	下野・武蔵守		扶桑略記
100	1	平貞盛		右馬助		同上
(8)	1	源経基		大宰権少弐	(軍功賞)	同上
13		平 公雅	上総僚	安房守		浅草寺縁起
(3)		平清幹	上野介	因幡守		類聚符宜抄
20		橋 最茂	相模権介	駿河守		日本紀略
0	1	大蔵春実	右衛門志	従5下対馬守	(大宰府合戦賞)	大蔵系図
23	l	橋遠保	遠江蒙	美濃介	(純友追捕賞)	日本紀略
2	天慶 4(941),9,20	藤原貞包	压(L.)	筑前権搬	(佐伯是基追捕賞)	本朝世記
8	天慶 5 (942),6,21	巨勢広利		左衛門少志	)	同上
8	天慶 5(942),6,21	大神高実		左兵衛少志		同上
8	天慶 5 (942),6,21	藤原為憲		兵庫権少允	去年勲功賞	同上
28	天慶 5(942),6,21	藤原速方		左兵衛権少尉		同上
23	天慶 5(942),6,21	藤原成康		右馬権少允		同上
30	天暦 2(948),7,18	越智用忠		従5下	海賊時賞	貞信公記
100	天元 5 (982) ,2,23	成功者3人		品秩に従い賞進	(海賊追討賞)	小右記
3	寛仁3(1019),6	藤原蔵規		対馬守	刀伊賊賞	大間成文抄
33	寛仁3(1019),6	大蔵種材	前少監	老岐守	刀伊賊賞	大鏡
3	寛仁3(1019),6	大蔵	1117 11	大字監	刀伊賊賞	同上
33	長元 5 (1032),1	源類僧	甲斐守	美遵守	帰降平忠常之賞	左経記
36	天喜3(1055),3,16	源斉頼	右兵衛尉	検非違使宣旨	追補賞	扶桑略記
30	天喜3(1055),3,16	源初	瀬口	右兵衛尉	追捕賞	同上
33	天喜 3 (1055) ,3,16	小野幸任	瀧口	右馬允	迫捕賞	同上
39	康平6(1063),2,27	源類義	陸奥守	正4下伊予守	討俘囚賞	同上
8	康平 6(1063),2,27	源義家		徒5下出羽守	計俘囚貨	同上
0	康平 6(1063),2,27	源義綱		左衛門少尉	討俘囚賞	同上
0	煉平6(1063),2,27	藤原季俊	-	左馬允	討俘囚賞	同上
<b>3</b>	康平6(1063),2,27	清原武則		從5上鎮守府将軍	討俘囚賞	同上
Ø	康平 6(1063),2,27	物部長依		陸奥大嶽	<b>計俘囚賞</b>	魚魯愚抄
<b>6</b> 5	嘉保1(1094),3,8	源義網	正 5 上陸奥守	従4上美濃守	揚進犯人等賞	中右記
€	長治 1(1104),7,9	大江行重	左衛門志・出納	検非違使宣旨	追捕賞	同上
0	天仁 1(1108),1,24	平 正盛	因幡守	但馬守	追捕悪人義親之賞	同上
0	天二 1(1108),1,24	平 盛康		右衛門尉	追捕悪人義親之賞	同上
(3)	天仁 1(1108),1,24	平 盛良		左兵衛尉	<b>追捕馬人義親之賞</b>	同上
90	天上 1(1108),5,22	藤原盛重	6位换非建使	従5下=大夫尉	追捕犯人賞	同上
51	保安1(1120),1,6	平 正盛	正5上偏前守	從4下	犯人追捕賞	同上
52	長承 3(1134),⑫,12	平 家貞	兵衛尉	左衛門尉	追捕犯人賞·海賊	同上
53	保延 1(1135),8,21	平 惟綱	馬允	右兵衛少尉	忠盛追捕海賊賞	同上
58	保延1(1135),8,21	平 清盛	正5上兵衛佐	從4下	忠盛追捕海賊賞	同上

**4**では劉~劉)、 されている 子息等及従類蒙恩賞之者廿本也(\*)」(表4では39~49)と二〇人が勧賞 そして前九年の役では「源頼義越二階任伊予守、 加

之

衙

の軍勢催促との関係に焦点をあてて追求してみようと思う。

## 3 謀反人跡収公=給与

して浮かび上がってくるのが、 積することであったと思われる。そこで重視しなければならない問題と 勲功賞申告・推挙手続きをできるだけ詳細に再現したかったからである。 ったわけではない。むしろ彼らにとっての大きな期待は、 かし国内武士にとって官爵だけが軍事的勤務に対する唯一の代償であ 前節ではもっぱら官爵を給与対象とする勲功賞を素材として考察した。 所職を獲得し国衙権力を分有することとそれに付帯する所領を集 没官領または謀反(叛) 人跡の問題であ 国衙在庁・郡

とするどい示唆を与えられているのが注目されるだけである^®。そこで 必要であり」、「とくに武臣の勲功に対する恩賞が研究対象となろう」、 付されてきたのである。 する没官領処分権が、このように王朝国家のそれを継承したものである な根拠として没官領処分権を想定せざるをえなくなると思われる。 とすれば、観点をかえてみた場合、 家恩賞授与権を奪取したものとされている(゚タ)。 の一つは、 しかるに従来の国衙軍制研究では、この重要な論点がまったく閑却に ところで、 (鎌倉時代の) 「叛人所帯跡の処分権にあった。 王朝国家体制の謀反(叛) 鎌倉幕府―御家人制という軍事的ヒエラルヒーを支える基 幕府が独占掌握する国家的恩賞給与権の一部である没官領 恩給の源流は、 わずかに上横手氏が「私領」についての研究で 人跡処分のあり方について、 より王朝国家や国衙の側からの検討が 王朝国家の軍勢催促を保障した有力 かかる幕府の権能は、 幕府の御家人催促を保障 王朝国家の国 とくに国

> 賞給与権を奪取したものであるとされており(\*)、このことから、 賞として宛行う原則が存在したことが論理的に導かれることになる。 家体制下では王朝国家自身が謀反(叛) 人鎮圧者に謀反(叛) 人跡を勲 かかる頼朝の謀反(叛) の手中に帰し勲功賞として御家人に宛行われたことは周知の事実である(タ)。 いる⑸。また平家追討後はその厖大な所領が謀反(叛) 人跡として頼朝 圧した敵対勢力の旧領を「収公」し「軍士之勲功賞」として宛行って する指針となろう。源頼朝は挙兵以後の一連の軍事的勝利の度ごとに、 ここでも内乱期における没官領処分問題が、 人跡処分方式は再びくりかえすが王朝国家の恩 それ以前の同じ問題を解 功

ち現任公卿が預所となっている庄々以外は「国司」が「沙汰」するよう 終結後太政官は藤原忠実がなおも「庄々軍兵」を催促しようとしている 時」に「国司の為に収公され」ている<sup>(3)</sup>。 預所として庄務を執行してきた飛騨国白川 に指示している(タ)。また藤原太子という人物が亡父以来多年にわたって 荘園および左大臣藤原頼長所領の「没官」を「諸国司」に命じ、 乱における謀反(叛) そこで具体的事例に即して右の点を考察していく。 人跡処分の問題をとりあげてみよう。 (庄も「一世天下大事出来之 まず保元・平治 保元の乱 そのう

千葉常胤の 伝地佐々木庄を「得替」されている(%)。 から「没収」されい、さらに近江源氏佐々木秀義も義朝に従ったため相 内宇都郷が 平治の乱後の事例では、もと源義朝の 「謀叛」のため「没官」され 「先祖相伝之私領」相馬郡も 「平家之所領」に帰しており(\*)、 「義朝謀叛」のゆえに「国衙」 「私領」であった丹波国吉冨庄

持していたこと、また謀反(叛) 人跡が勲功者に勲功賞として宛行われ る慣行があったことは疑いえない。 これらの事例から、 院政期の国衙が謀反(叛) ところで一般に国司は 人 私 領 在庁・ 収 公権を保 郡司な

本来国司の掌握下にあったことは疑問の余地がない。 で確かめられる。このことから勲功賞としての在庁職・所領の給与権が る。この想定は、源平内乱の終結後、長谷部信連が「防戦大功」「先日 国司は収公権ばかりでなくその宛行=給与権をも保有していたはずであ 職・下司職のような荘園所職ではなく国衙在庁職・郡司職の場合、当然 との所職の進退権を掌握していたのであるから、謀反(叛)人跡が預所

しかしながら右の知見は、一二世紀後半という限られた期間におけるも第一章の「追捕官符」の分析から当然想定される。も第一章の「追捕官符」の分析から当然想定される。と同様、武士が提出した「合戦日記」を基準に判定されたと思われる。と同様、武士が提出した「合戦日記」を基準に判定されたと思われる。と同様、武士が提出した「合戦日記」を基準に判定されたと思われる。以上の検討により、王朝国家体制下(少なくとも院政期)、国衙は謀以上の検討により、王朝国家体制下(少なくとも院政期)、国衙は謀

宜が争っている(宮)。 〇三)袮宜荒木田宜綱が大神宮放火の罪により流罪に処せられたが、 月七日夜、 の際「没官」された彼の「田宅資財」の 行政権に準ずる統治権と支配機構を有する伊勢神宮で、 修之間、赦免庁宣并資財雑物収公注文注進覧之(宮)」とみえる。 貞珍光時論田勘注案の中の兼貞所進文書に「以長治二年(一一〇五) まず国衙の謀反(叛) 依殺害池田郷住人守丸之犯過、 いずれに帰属するのが正当であるかはともかく、 人跡収公権についてみていくことにしよう。 「沙汰」 被禁固其身畢、守良兼朝臣 をめぐって宮司庁と袮 康和五年(一一 また国衙 そ 四 兼 逆

有していたことは明白である。ど「重犯」において、国衙が犯科人所領を「収公」「沙汰」する権限をだけでも、大規模な内乱だけでなく国内で発生する「謀叛」「殺害」な官領沙汰権が神宮権力に属していたことには変わりない。これらの事例

る <sup>102</sup>。 のである。このことから推断して、追捕賞としての謀叛人跡宛行も国衙 代償として「勲功賞」を給与する慣行があったことをはっきりと示すも の二つの事例は追捕賞とは直接の関係があるものではないが、 案には、 輩」を督励するために「恩賞」を給与する慣行があったことを示 在庁の「勤仕公事之輩」のうち、 していると思われる『朝野群載』「国務条々事」の一 勲功賞一般に対象を拡げて事例を拾ってみると、一一世紀の実態を反映 を追捕賞に限定した場合、例証を見出すことは非常に困難であるので、 の給与する種々の勲功賞の特殊な一類型と考えて誤りあるまい。 井溝荒田の「領知」権を承認されたことが記されてある(ヨ)。 荒田開発など多様な領域で国衙に「忠節」を尽した者に、 次に国衙の勲功賞としての所領宛行権についてはどうだろうか。 また承保二年(一〇七五)四月二十八日播磨国赤穂郡司秦為辰解 秦為辰が荒野開発による「勲功賞」として国衙から久富保字荒 とくに「抱忠節之者」に対して「傍 節によれば、 国衙がその 公事勤仕 してい

島両郡にあったはずの将門の所領は将門追討後平貞盛・繁盛らに継承さである豊田氏が下総国豊田郡を本拠としている事実に注目し、豊田・猿いう伝承を残している<sup>(3)</sup>。さらにかつて大森金太郎氏は、平繁盛の子孫は、同じく純友追討の功によって先祖藤原倫実が沼田郡を賜与されたとられたという伝承を子孫に伝えている<sup>(3)</sup>。また安芸国沼田庄下司沼田氏られたという伝承を子孫に伝えている<sup>(3)</sup>。また安芸国沼田庄下司沼田氏時割した伊予国警固使橘遠保は、その戦功によって伊予国宇和郡を与え問題の視点にたって考えた場合、いかに映ずるであろうか。藤原純友を問題の視点にたって考えた場合、いかに映ずるであろうか。藤原純友を問題の視点にたって考えた場合、いかに映ずるであろうか。藤原純友を問題の視点にたって考えた場合、いかに映ずるであろうか。藤原純友を問題の視点になって考えた場合、いかに映ずるであろうか。藤原純友を問題の視点になって考えた場合、いかに映ずるであろうか。藤原純友を問題の視点にたって考えた場合、いかに映ずるであろうか。藤原純友を問題の視点になって表えた場合。

職と国内に多くの所領(\*や「負名」としての公田請作権)を保持して任用国司・在庁・郡司などの地位にある国内有力者であり(亨)、彼らは所ければならない。ちなみに将門・純友の乱に参加した「凶賊」の多くは、大森氏の推定が正しいとすれば、勅符が約束している「田地之賞」は、の勅符に「田地之賞」が約束されていることを想起しなければならない。れたのではないかと推定された(亨)。ここで本章の冒頭で掲げた天慶三年

٧١

たと考えられるのである。

成立期においても十分に妥当するものとみて誤りないと考える。 叛人跡収公権と収公した所職・所領を追捕勲功者に宛行う権限を掌握し る。 的に掌握する勲功賞推挙(給与)権であったことを明らかにした。 跡収公権と給与権を掌握していたと結論づけることができるのである。 のように考えるならば、右の結論は一〇世紀前半という王朝国家体制の ていたことを明らかにしたが、天慶の乱における没官領処分問題を上記 おける私的特殊事情に関わりなく一般的に催促することができたのであ はかかる機能を保持していたからこそ、国内武士に対して彼らの平時に 題に注目し、国衙が国内武士催促を実現しえた最大の根拠が国衙が独占 これまでの論述で私は、主に一二世紀の史料を素材にして、 以上、本章では、「勲功者注文」・「合戦日記」および謀叛人跡処分問 国衙は一〇~一二世紀の王朝国家の全期間を通じて一貫して謀叛人 (\*以上の勲功賞推挙・給与手続きを図解すれば左図(図3)のと 国衙が謀 すなわ 国衙

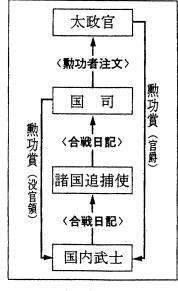


図 3 勲功賞給与の手続き

『武士の成長と院政』より転載

#### 結語

次のような結論を引き出すことができたと思う。能にする根拠の問題に論点を絞って考察してきた。それによっておよそ以上、本論文では、もっぱら国衙の軍勢催促の具体的形式とそれを可

最高指揮権を、「追捕官符」を通して最終的に独占していたのである。全国支配を実現していくための「強力」的支柱である国衙軍制に対する与)権などの広範な権限を一時的に授権される。王朝国家の中央政府は衙は、①犯人に対する実力行使権、②軍勢催促権、③勲功賞推挙(給とを中央政府が認定した場合にのみ発給されるもので、それによって国符」であった。「追捕官符」は「凶党」蜂起など緊急事態が発生したこ(1)国衙の軍勢催促権の唯一の源泉は、中央政府の発する「追捕官

- 「国内武士注文」が作成され、国司に提出されることを明らかにし「国内武士注文」が作成され、国司任伊によって「胡籐注文」=文」の案文などによって確認できる各武士の経歴・実績であった。(\*「交名」登録の基準は、国衙に保存されている「合戦日記」・「勲功者注あらかじめ催促対象者たる国内武士「交名」を調査・登録していた。(2)国衙は軍勢催促をおこなう前提として、国ー郡行政機構を通じて
- のは諸国追捕使(押領使・追捕使)であった。とによって催促した。現実に国内武士を催促し「凶党」追捕を指揮する録してある国内武士「交名」にもとづいて、彼らに「廻文」を発するこ(3)「追捕官符」で「凶党」追捕を命じられた国衙は、あらかじめ登
- れば、否応なく国衙の催促に従わざるをえなかったのである。掌握していた点にあった。国内武士は自己の既得権を保持しつづけたけ者に謀叛与同罪などの罰則を適用し所職・所領を没収する軍事刑罰権を状況に関わりなく、一律に催促しえた根拠は、第一に、国衙が出陣拒否(4)国衙が国内武士を平時における彼らの政治的・身分的関係や利害
- 指揮のもとに結集せざるをえなかったのである。この点にこそ国内武士 ける史的変動の側 ざして分析したものであり、 戦日記」)を提出することによってのみ勲功賞に預かることができたの しての官爵推挙権と謀叛人(犯人) 5 :国衙の軍勢催促に積極的に参加していく秘密が隠されていたのである。 第二の、最も重要な根拠は、「追捕官符」を受けた国衙が勲功賞と 合戦に参加した各武士は、 いかえれば国内武士は勲功賞を獲得したければ国衙の催促と 制度の生きた姿をできるだけ立体的に復元することをめ |面は意図的に捨象してある。 三世紀にわたる王朝国家体制の全期間にお 跡収公・給与権を掌握していたこと 国衙に自己の戦果とその記録(「合 したがって当然分析が静

揮した期間が、 国衙の軍勢催促権の唯一の合法的根拠である 態的すぎるとの批判が予想される。 続するのが一〇世紀初頭から一二世紀末までであることの二つの事実は、 とする政治状況は一般的ではなかった)から一二世紀末までであること 論で明らかにした国衙軍制の枠組のなかでの変動にすぎない。 語っていると考える。その間で予想されるいくつかの変動は、 王朝国家体制の全期間が同時に軍制史上の一段落であることを端的に物 (表1)、諸国追捕使が国衙唯一の公法上の 九世紀中葉(それ以前国衙が しかし問題を巨 「凶党」追捕機関として存 「追捕官符」の請求を必要 「追捕官符」が実効性を発 視的にながめた場 結局、

て大づかみに展望して本稿を終えることにしたい。そこで最後に、本論では捨象した、国衙軍制の史的展開の諸段落につ

右の法形式が国衙軍制という形態に実体化することはありえない。根幹が軍事的鎮圧を伴わない郡司の刑罰権にあった(\*)律令国家段階では、士・役夫]や)課役の忌避のための逃亡であり、また権力の日常支配の来する(第一章)。だが権力に抵抗する主要な形態が(\*過酷な労役[衛来する(第一章)。だが権力に抵抗する主要な形態が(\*過酷な労役[衛に規定されている国郡官司の罪人追捕を目的とする「人兵」差発権に由国衙軍制=国衙軍勢催促権は、法的には捕亡令有盗賊条・追捕罪人条

党」鎮圧過程で活躍した勲功者の中から登場してくる(音)。 (\*とくに「僦馬の党」を主体とする「東国の乱(意)」という反権力闘争の新たな段階の到来に対応している。「追捕官符」の発給による「凶争の新たな段階の到来に対応している。「追捕官符」の発給による「凶争の新たな段階の到来に対応している。「追捕官符」の発給による「凶党」鎮圧方式の確立(章)、一国「凶党」追捕という国権関としての諸国追捕使の成党」鎮圧過程で活躍した勲功者の中から登場してくる(音)。

ところでこうして確立した国衙軍制の内部における諸国追捕使と国

ころに求められる。 係ではなかった。国衙軍制の変質はかかる制度的枠組を保持しつつ諸 追捕使と国内武士との関係が、主従制的な強固な紐帯に展開してい た関係であり、 た国衙軍制は、 に展開された婚姻関係(コ゚ともあいまって両者の結合はいっそう強固とな 幾世代にわたって固定化し、 軍 |内武士の家系の固定 素朴な形態と規定することができるだろう(き)。このように変質をとげ 国追捕使=一国棟梁と国内武士との結合関係は一応 「追捕官符」 個の持続的な軍事的ヒエラルヒーを形成していく。 事指揮権に由来しつつも「勲功賞」給与を基本的媒介項とするこの 揮関係は、 それ自体はけっして人格的・主従制的原理にもとづく関 を施行させることはきわめて困難になっていった① しだいに国司の統御から離脱していき、 その時期は院政期である。 (「勇武伝家之者(ヨ)」) によって両者の指揮関係は もともと「追捕官符」(= 国衙在庁機構での行政的統属関係(型や複雑 諸国追捕: 国家公権) 「封建的主従制」 そして王朝国家 中央政府が国司 使職の世襲化と に媒介され . く と

媒介に源平両氏と主従関係を結ぶようになる(家人化)。 使に任命することによって数箇国にわたる国衙軍制の指揮権を附与して 事貴族 武 このような国衙軍制の変質に対して院政期の中央政府は国内武士 の を注進させ各自に宣旨を発するという中央政府による国衙軍 ために新たな対応を準備した。一つは、 (士家人化は国衙軍制の枠組 [党] 鎮圧を勤行させる方式である(第三章)。 中央進出を促進する一つの契機となったと思われる。 |士直接掌握方式の採用である(第二章)。この新たな方式は地 追 討使の指揮下に編入された諸国武士は追討使の勲功賞推挙権を (=源平両氏など)を国司に任じ(コ゚、さらに反乱に際して追討 を崩すことなく、 国司に命じて国内武 国内武士催促権をも この方式の確立によ 軍事貴族によ 第二の が対応は 制= 土 方武 交交 再掌 国

> 度化)、それを保障するための全国武士催促権 来の一 と推定されるが、 諸国追捕使 実ともにその制度的根拠を喪失し、それにかわって守護! 王朝国家から全国謀叛人追討権を奪取し 私的主従制原理が存在していようとも制度的外皮はあくまで国衙軍制 諸国武士催促権にもとづいておこなわれたものであり、 に諸国武士が直 叛人跡処分権を奪取する。それによって国衙軍制=国衙軍勢催促権は 国単位の催促形式を踏襲していたと思われる。 寿永の乱の源平両氏の軍事動員は、院政期に確立した追討 11 |接的に結集する条件が生まれたことの意義は大き 国棟梁を掌握 国という行政的区分をこえて、 一・家人化することを通して実現していった (総追捕使=守護制度として (御家人制の公法 中央の軍事貴族 乱の過程で頼朝 その中にい 御家人体 カ 制 は

#### 註

国単位の軍事体制として確立していくのである。

- 1 の た挙げ句に不掲載となった、 は って主題を端的に表す題名に変更する。 題名はそぐわないものになっている。そこでこのたび公表するにあた 全体像はほとんど出そろっている現在の時点に立ってみると、 |問題提起的だから是非」という言葉に期待をかけて再々投稿まで の再投稿原稿のままである。 愛惜が絡みついている。 「王朝国家国衙軍制についての一考察」であった。 連の研究を発表しており、それによって私の王朝国家軍制 \* 部分を補筆した以外は、 九七八年に『日本史研究』誌に投稿したさいの その後、この論文の内容と重なる部分を含 いわば死産した論文であり、 簡単な字句訂正を除き、 本誌に掲載するにあたっては、 編集委員会 九七八年段 本稿 私には特 当初 題
- す)は王朝国家体制の期間を九世紀末~一〇世紀初頭の一連の国制改(2) 本稿(\*一九七八年段階の再投稿原稿。以下本稿とはそれを指

が

律令国家とも鎌倉幕府成立後の中世国家とも異なる性格をもつ

独自

会解体過程の研究』塙書房

朝国家期」と呼ぶ説がある(中野栄夫「王朝国家期における農民と国

衙支配」『史学雑誌』八四巻九号[一九七五年]など。\*のち『律令制社

一九七九年)。しかし私はこの時期の国家

革から一二世紀末鎌倉幕府成立までとみる学説に立つ。 ならないと考えているので前者の学説にしたがうものである。 葉ないし院政政権の成立時期までを王朝国家体制とする小山靖憲・木 をメルクマールに一〇~一二世紀とみる戸田芳実・坂本賞三両氏の学 は国家権力の段階区分は権力機構をメルクマールに決定されなければ 村茂光・河音能平・中野栄夫氏らの学説とが対立している(坂本賞三 「古代から中世へ」『岩波講座 またこの時期を独自の国家段階とみなす学説に反対してあえて「王 在地領主制・荘園領主制が体制化すると考えられる一一世紀中 王朝国家体制の期間について、国家機構や権力編成のあり方 日本歴史』別巻3 一九七七年)。 現在 \* 私

3

その政 世 を 界では、 に説明するよう強くに求められた記憶がある。その後、 は の 一〇~一二世紀を一個の国家段階ととらえ、中央政府ー りで登場した一〇世紀後半~一一世紀初頭画期説がどのような国家像 王朝国家論にとって代わる新たな国家学説として東西同時に鳴り物入 いつの間にか過去の学説として葬り去られたようだが、一九九〇年、 国家だというに等しい権門体制論は国家論の名に値しない。 定説ではなかった。投稿原稿に対して、 国家段階であると考えるので王朝国家期の語は使用しない。 (\*私が本稿を準備していた一九七〇年代後半には「王朝国家論」 いているのかはっきりしておらず、 治機構と財政によって運営する祭祀と儀礼 私たちの知らない間にいつの間にか打倒すべき定説扱いされ、 天皇と支配層の支配関係、 政治機構、 個別権門の寄り合い所帯が中 王朝国家概念について詳細 財政構造、 (支配関係・正当性 東西の中央学 国衙、 支配層が ー在地の やはり

> 士 同

とらえ、個別研究課題に対して方法的基準を提供しうる王朝国家論 方法論的優位性は変わらない。 イデオロギー 国制改革による体制転換など、 的根拠づけ)、荘園政策などあらたな政治課題に対する 機構と政策を総体として

れば、 わち「武勇」「武芸」に「堪」えうるか否かという基準でおこなわれる。 どの用語がむしろ一般的であるという点である。 の「武芸」「武勇」であり、平時の身分・地位はこの場合偶然的契機で いいかえれば軍勢催促にとっての本質的条件は特殊な専門技術として 貫して平時の政治的地位や人的帰属関係に直接かかわりない原理すな 士」を執筆したさい、 ていた一九九五年、『岩波講座日本通史』(古代5) に改めた。「武士=在地領主」というドグマがすでに過去のものとなっ 成稿の本稿を今回公表するにあたり、「武勇輩」の語をすべて「武士」 一〇~一二世紀の間に本質的な差異を設ける必要がないこと、 強調される)。なお最近(\*一九七八年当時)では戦闘法や武装形態で 構と内乱」(『岩波講座日本歴史〈戦後第二次〉』(古代4)一九七六年 歴史〈戦後第一次〉』(古代4)一九六二年]や福田豊彦氏[「王朝軍事機 ければならなくなる。 (安田元久氏[「武士団の形成」 『岩波講座日本 主という流通観念が定着しているからである。このシェーマに拘泥 しかないのである。第三に「武士」の語を避けたのは、 「兵」あるいは「古代的武士」と表記し、以後は「武士」と表記し 理由は、 のち『中世成立期の軍制と内乱』吉川弘文館 一九九五年]はとくに 質面を強調する必要があることが指摘されている 本稿では国衙の催促対象者を一般的に国内武勇輩と表記する。 小学館版『日本の歴史』一二巻 在地領主制が確立する時期とされている一一世紀中葉以前は 第一に一〇~一二世紀の史料上では「武勇輩」「武芸輩」 私ははじめて、「本稿では、これまで私が 一九七四年)。(\*一九七八年 第二に軍勢催促が一 (石井進 所収 武士=在地領 「国衙と武 『中世武 そ す な

ある。以来、私は一貫して「武士」の語を使用している。)あえて「武勇輩」概念を使用する積極的意義が失われと考えたからで国衙軍制論に立つ私の武士観が一定の市民権を獲得したことにより、乗し、同じ概念内容を表す用語として「武士」を採用することにした。多別示して、それまで暫定的に使ってきた「武勇輩」の表記を廃輩」と表記してきた一〇~一二世紀の戦士身分概念を武士と表記す

- 一九七二年)。(4) 石母田正『中世政治社会思想上』「解説」(『岩波日本思想大系』21
- 一年)所収。 一九七〇年 のち『初期中世社会史の研究』東京大学出版会 一九九(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収 創元社(6) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程ー武士発生史再検討の一視点ー」
- ー』(平凡社選書 一九八七年)所収。 一九七○年)。ともにのち『鎌倉武士の実像ー合戦と暮しのおきて 号 一九六九年)、同②「院政期の国衙軍制」(『法制史研究』二○号(7) 石井進①「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八編五

- [国家軍事力論]に分かれる。)

  (8) (\*両氏の国衙軍制研究は武士研究にも新しい方向性を与えることになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかとになった。
- (9) 関係論文の一々の列挙は省略する。またこれまでの国衙軍制研究 線 2 公表されなかった理由と今後の扱いについては、註(15)で述べる。) 察と軍事の関係は「検断」概念によって統合することが可能 史とその問題点については、拙稿「国衙軍制」(『古代史研究の最前 五年)参照のこと。(\*その後、一九八六年までの国衙軍制研究の学説 江彰夫「中世前期の政治と経済」(『日本史研究入門』Ⅳ所収 て」(シンポジウム日本歴史7『中世国家論』所収 ず上横手雅敬「平安時代の内乱と武士団」(シンポジウム日本歴史5 の学説史やその問題点については詳論する余裕がないので、とりあえ 「重犯」検断の追捕実現のための武装力組織方式が国衙軍制である。 『中世社会の形成』所収 一九七二年)、福田豊彦「王朝国家をめぐっ 九七八年の時点で成稿していた国衙検断権の構成についての原稿が 雄山閣 一九八六年)で詳論した。国衙権力作用における警 一九七四年)、義 であり、 一九七
- (10) 『長秋記』保延元年四月八日条。
- 相違は、事態の重大性や緊急性の程度によってかなり明確に区別され「追討」と「追捕」の文言、また「勅符」と「官符」「宣旨」の形式の符」「追捕宣旨」等の種々の形式を便宜上「追捕官符」に統一する。(1) 以下の論述では「追討勅符」・「追討宣旨」・「追討官符」・「追捕官

時(\*公戦)」と書いた「(\*公戦)」は石井論文に依拠して補筆した 館 軍制研究の基本視角」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文 ものである。本章の内容は、右の拙稿で詳述しており重なる部分が多 討体制」について論じており、大いに刺激を受けた。本稿冒頭で「戦 田薫「諸国総追捕使及総地頭職補任続考」(『法制史論集』第二巻所収 シタル平安時代ノ警察状態』(明昇舎 一九二一年 八一~二頁)、中 めていく過程で示唆を得た業績として、 げた業績はないが、私が「追捕官符」の重要性に注目して検討をすす なお、国衙軍制における「追捕官符」の役割について正面から取り上 ていたようであるが、ここではむしろこれらの共通項を重視したい。 石井紫郎「合戦と追捕(一)(二)」(『国家学会雑誌』九一編七・八号、 いて」(『歴史学研究』二三四号 一九五九年)などがある。 して将門の乱における「追捕官符」に注目して「中央ー国の追捕・追 「追捕官符」論に示唆を与えた先行研究については、 一・一二号 一九七八年)があり、問題関心は異なるものの、 が、一九七八年成稿時の原稿のまま公表する。) 岩波書店 一九三八年)、石母田正「頼朝の日本国総守護職補任につ 一九八七年)で詳論した。そのなかには本稿投稿中に発表された 谷森饒男『検非違使ヲ中心ト 拙稿「王朝国家 (\*私の 主と

- 増補しているが今回の表には反映されていない。)を転載したので、成稿時の表の番号とは異なっている。その後さらに(1) (\*表1は、本稿成稿時の表を増補した前掲拙稿註(1)論文の表
- であるが、一般的法理について述べた部分であるから「追討宣旨」一によって頼朝追討宣旨が出されたとき、九条兼実が述べた意見の一部ものが殺害された場合は、適用をうけることはなかったと考えられる。とが多く、権門勢家・官司・有力寺社と関係の乏しい「雑人」身分の(3) この場合、被害者は五位以上の官人や権門勢家の関係者であるこ

般に妥当するものとみてさしつかえない。

- (16) (\***表1**●印。とりわけ九世紀後半~一一世紀前半の事例)。たとえば『将門記』[岩波日本思想大系8『古代政治社会思想 下』所収之は『将門記』[岩波日本思想大系8『古代政治社会思想 下』所収之記』承平八(九三八)年五月二十三日条「仰依国解可追捕官符賜当公記』承平八(九三八)年五月二十三日条「仰依国解可追捕官符賜当公記』承平八(九三八)年五月二十三日条「仰依国解可追捕官符賜当公記』承平八(九三八)年五月二十三日条「仰依国解可追捕官符賜当公記』承平八(九三八)年五月二十三日条「仰依国解可追捕官符賜当公記』承平八(九三八)年五月二十三日条「你有国解先日被下追捕宣旨」(®))。(\*『将門記』記事、『貞信公科》(本書)(1000) (1
- 可停釐務」との裁定が下されている。後惟朝法師の訴により「虚偽」であることがわかり、「国司罪科不軽、御庄司惟朝法師なる者を「追捕」すべき「官符」を申請したが、その六月二日条によれば、但馬国司藤原実経は「殺害」の嫌疑で小一条院(17) たとえば『小右記』治安三年(一〇二三)正月二十六日条、同年
- (18) 『中右記』嘉保二年(一○九五)十月二十三日条:

- (19) 『中右記』天仁元年(一一〇八)正月十九日条。
- (20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」(20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」(20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」(20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」(20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」(20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」(20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」(20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」(20) たとえば森田悌・宮永厳「平安前期東国の軍事問題について」
- 正する必要はない。)

  正する必要はない。)

  正する必要はない。)

  正する必要はない。)

  正する必要はない。)

  正する必要はない。)
- 母田氏の視角を継承した下向井は 指摘を除いて、抽象論的次元の記述にとどまっている。(\*その後、 古代国家』(岩波書店 立の前提」(『日本歴史』二五五号 かる観点から軍団兵士制について言及した研究に森田悌「検非違使成 た常備軍であったことは、軍防令の諸条を通観すれば明瞭である。 (『歴史学研究』一九七五年別冊) などがあるが、 軍団兵士制が対外戦争(\*渡海作戦を含む遠征=征 一九七一年)、 「日本律令軍制の基本構造」(『史学 一九六九年)、石母田正 村岡薫 「律令国家と軍事組織 石母田氏の示唆深い 討 を想定 『日本の か

- 研究』一七五号 付かないようでは困る。) 強会レジュメ 二〇〇九年]、問題意識・分析視角と「結論」の区別も 同「律令軍制研究の課題と展望」歴史学研究会日本古代史部会新年会勉 ありきの議論」などと安直かつ傲慢に批判する論者がいるが[吉永匡史 つ一つ検討することもなく、 面から、 力データ調査・報告)、軍団兵士の全国画一的平時編成、 事力データの集中管理)、 的とする大規模徴兵制軍隊であったことを、兵部省軍事行政 レベルで、「この説はますます成立し難いように思われる」「まず結論 マニュアルにもとづく全国画一訓練、 「律令軍団制の成立と構造」『史学雑誌』 一一六編七号 二〇〇七年、 実証的に明らかにした。私の律令軍制学説の個別の論点を 一九八七年)で、 国司の軍事行政 抽象論的次元の議論と同列に並べて印象 律令軍制が対新羅朝貢強要を主目 動員方式、 (徴兵・規格武器生産・軍事 戦時編成などの諸 全国共通訓練 (全国軍
- (2) 一九九二年論文でその誤りに気付き、「人」=「人夫」におり、「人兵」の「兵」が本来は軍団兵士であることは明白であり、また追捕罪人条は軍団が犯人追捕に協力することを義務づけてさえいる。私が問題にし軍団が犯人追捕に協力することを義務づけてさえいる。私が問題にし軍団が犯人追捕に協力することを義務づけてさえいる。私が問題にし軍団が犯人追捕に協力することを義務づけてさえいる。私が問題にし軍団が犯人追捕に協力することを義務づけてさえいる。私が問題にし軍団が犯人追捕に協力することを義務づけてさえいる。私が問題にし軍団が犯人追捕に協力することを義務づけてさえいる。私が問題にし軍団が犯人追捕に関兵士であることは明白であり、また追捕罪人条は全く関与することがなかったと主張しているのではない。「人兵」の全く関与することがなかったと主張しているのではない。)
- (25) 前掲戸田註(6)論文。戸田氏は「諸国兵士制は全廃されず再編成

考える。その後発表された井上満郎「平安時代中央軍制の素描」(『奈 が、上記の引用文から律令兵士制再編成説と概括して大過ないものと 氏はもっぱら「兵士材料」の側面から、浪人重点の募兵制への転換に く次の転換でむかえると予想される国兵士制」などと論じておられる。 た」、「九世紀末期で再編成され平安中期で体系化し、院政期でおそら されて存続した」、「一国単位で国司が徴発する兵士制は消滅しな 士制」は延暦十一年に一部辺境を除き完全に廃止されるのである。そ 念の不当な拡張といわねばならない。日本古代における「軍団制」ま 的による。また後者は九世紀はおろか十世紀以降においても安易に を無視した暴論である。京職と長門国では復活されるがそれは特殊目 復活して「復活兵士制」となることを想定する前者の見解は全く事実 延暦十一年(七九二)に全廃された軍団兵士制がやがて全国的規模で 究』||二||号||一九七四年)、同「王朝軍団制の形成」(『民衆史研究』 川弘文館 一九八〇年)、奥野中彦「律令軍団制の変質」(『民衆史研 良大学紀要』二号 一九七三年 ついて述べられ、 のは誤りであった)、 せるとともに(\*この点を以下の対新羅関係と同等の比重で評価した いう点に「軍団制」の基本的指標を求めるのは誤りである。「軍団兵 おける大量動員に備える軍制であり、たんに一国単位で徴発されると 画一的練兵規範にもとづく集団的軍事教練を施し、もって対外戦争に たは「軍団兵士制」は、籍帳に登録された兵士を軍団に分番上下させ 一三号 一九七五年) は戸田氏の所論を継承したものである。ただし、 「軍団制」概念を使用しているが、それは固有の内容をもつ歴史的概 理由は、一面で「班田農民の分解」が軍団兵士制の維持を困難にさ 対外戦争に備えて厖大な常備軍を維持する必要性を失わしめたこ 制度的展開については慎重に明言を避けておられる 他面では国際関係(とくに対新羅関係) のち『平安時代軍事制度の研究』吉 の変化

一九九七年)で詳しく論じている。)
いて一律令軍制の解体と律令国家の転換ー」(『古代文化』四九巻一一号いて一律令軍制の解体と律令国家の転換ー」(『古代文化』四九巻一一号は、前掲拙稿註(24)一九八三年論文および「光仁・桓武朝の軍縮改革については前掲拙稿註(2))論文で再論している。律令軍制の基本的な構造・機能につとにあると考えている。(\*律令兵士制再編成説批判については前掲

(26) 前掲石井註(7)論文。(\*石井氏は「健児制の延長線上に『国ノ兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べてい兵士の名のか触れるところはほとんどない。)

- (27) 『中右記』元永元年二月五日条。
- (2) マックス・ウェーバー(西島芳二訳)『職業としての政治』(角川(2) 『続日本後紀』嘉祥二年(八四九)閏十二月二十一日条。

文庫

一九五九年)一一頁。

その間、研究は確実に進展したと思うが、本書(元木氏著書)が依拠井進両氏によって国衙軍制論が提起されて以来三〇年近い歳月を経た。立』[『日本史研究』四三四号 一九九八年]で私は、「戸田芳実・石第図」に求めたのは誤りであった。拙稿書評「元木泰雄『武士の成3) 前掲石井註(7)論文。(\*石井氏の観点は正しいが、それを「譜

Ļ 衙軍制論を「問題提起」された石井氏の望むところではあるまい。) 石井氏の「譜第図=武士台帳」論を祖述する研究があるが、 提起したことにある。」と述べた。 石井氏の功績は、 係を表示する)『郡司譜第帳』のことであり、武士登録とは関係ない。 ま依拠しているが、『譜第図』は八世紀以来の(郡司の代々相承関 また批判する国衙軍制論は三〇年前の原点から一歩も出ていない。 武士が『譜第図』に登録されていたという石井氏の見解にその 武士がいかに国衙に把握されていたかという観点を 上記元木著書のように、 それは国 いまなお

あ

- 31 前掲戸田註(6)論文。
- 32 係 「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」第二章「幕府と国衙 第二節「御家人交名の注進と御家人役の賦課」一七四~八頁。 石井進『日本中世国家史の研究』(岩波書店 一九七〇年) の一般的 Ι 関
- 33 『古記』治承四年十一月六日条。
- 34 『玉葉』安元三年五月二十九日条。
- 35 『長秋記』保延元年三月十四日条。
- 36 『長秋記』保延元年三月十四日条。
- 37 38 資料叢書 『類聚三代格』寛平九年四月十日官符。 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺本古往来表白集』 第2冊 東京大学出版会 一九七二年) (高山

寺

- (39) このタイプの押領使は、 使・追捕使の諸類型」[『ヒストリア』九四号 ている。) 申請し官符で任命される)とは全く無関係である。 「凶党」追捕を職掌とする押領使 一九八二年]で詳論し (\*拙稿 |押領 (国解
- は任初にあたって在庁官人に命じて国内行政事項万般にわたる資料で .実証的に深めることができた。長くなるが以下に引用する。「受領 (\*この問題については、その後、 前掲拙稿註 3 論文でさら

り、 判などをたよりとするのではなく、武士注文に登録されている人物か あったが、これとて提出を命じられてあわてて調査作成したというよ とあるように、政府が国司に「国内武士注文」の提出を求めることが 文」に注目したい。 政期加賀国「雑事注文」の目録があるが、そのなかの「胡録 年)によってー下向井注]紹介された『医心方』紙背文書のなかに院 るかどうかが決まるのである。だからこそ国内武士を、国内武士を国 芸」を「家業」として伝承する「武者子孫」であり、 ら指名選抜したとみるべきである。 選抜した例(『朝野群載』)がみられるが、これらもたんに風聞とか評 名したり(『高山寺本古往来』)、「部内武芸の輩」のなかから追捕使 である。 注進すべきの由、国司に仰せらる」(『玉葉』安元三年五月二九日条) きる。院政期には、「近江、美濃、 文」はその系譜を引くものであり、「国内武士注文」とみることがで 者」所有兵器の帳簿) て改稿が必要であるが、 衙の軍事動員に従う権利と義務を有する戦士身分と規定しうるのであ されるか否かによって、「追捕官符」にもとづく軍事動員に指名され 国司と国衙」 のち『初期中世社会史の研究』 認定根拠であったというべきである」。本章は、 その意味で、 国衙にはもともと「国内武士注文」が常備されていたとみるべき |雑事注文」を提出させていた。最近[戸田芳実氏 摂関期にも受領が「武者子孫」に運上物押領使の (『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版 国内武士注文への登録は、 八世紀の国衙は毎年「百姓器仗帳」(「百姓便弓馬 を兵部省に提出していたが、おそらく ここでは (\*) による補訂以外は原型のまま 所収 越前三ヶ国 武士注文に登録されるのは 東京大学出版会 武士身分であるかないか おのおの国内武士を この論述を踏まえ 武士注文に登録 「院政期北陸 一九八七年 「役」を指 一九九一 「胡籐注 注

- をうけた」(傍線引用者)と一般的に指摘されている。時のさい国符・国宣にもとづいて発せられた差文や廻文によって動員(6)論文のなかで「(追捕兵士)の軍役勤仕は臨時公事の形態で、有(41) 国衙軍制における廻文の役割については、すでに戸田氏が前掲註
- 行会 一九三五年)。(42)『官位稽籍雑抄』(『古事類苑』[政治部三]一三二頁 古事類苑刊
- 書 一九五二年)。(43) 『貞丈雑記』巻之九(書札之部)(『新訂増補 故実叢書』明治図(43) 『東文雑記』巻之九(書札之部)(『新訂増補 故実叢書』明治図
- (44) 「菊の宴」。(\*以下補筆。「只今、內裏の御神楽の召人は、右近の将監松方、右兵衛の尉時陰、右近の将監平の惟則、左衛門の尉藤原の将監松方、右兵衛の尉時陰、右近の将監平の惟則、左衛門の尉藤原の将監松方、右兵衛の尉時陰、右近の将監平の惟則、左衛門の尉藤原の将監松方、右兵衛の尉時陰、右近の将監平の惟則、左衛門の尉藤原を廻文で催している。)
- 歌人たちが円融院から「廻文」で催されたという。) 衣冠シテ参タル也」とあり、円融院が船岡に子日逍遥したとき五人の也。此ノ五人ハ兼テ院ヨリ迴シ文ヲ以テ可参キ由被催タリケレバ、皆読共二大中臣ノ能宣・源ノ兼盛・清原ノ元輔・源ノ茲之・紀ノ時文等(45) 巻二十八円融院御子日参曽袮公忠語第三。(\*以下補筆。「其ノ歌
- (46) 『伊呂波字類抄』第弐巻め十八頁(風間書房 一九五四年)
- (4) 『雑筆要集』(『続群書類従』十一下所収)。
- 『玉葉』治承四年[一一八〇]十一月二十三日条「去夜、手嶋蔵人某、(48) (\*再々投稿原稿により加筆。豊島氏は多田源氏の一族であるが

である。)

「遠藤系図」に頼方を「平家の時一家長者」としていることから確実が平氏家人であったことは、『平家物語』巻三「大塔建立」に「清盛が平氏家人であったことは、『平家物語』巻三「大塔建立」に「清盛が平氏家人であったことは、『平家物語』巻三「大塔建立」に「清盛が平氏家人であったことは、『平家物語』巻三「大塔建立」に「清盛が平氏家人であったことは、『平家物語』巻三「大塔建立」に「清盛が平氏家人であったことは、『平家物語』巻三「大塔建立」に横貫御の事」には「二十三日に摂津国源氏、豊島郡の住代第三 第4条首 近年県 放火福原人宅、逐電向東国了」)、『源平盛衰記』宇巻第二である。)

- (49) 『吾妻鏡』元曆元年二月二十五日条。
- ;) 石井進『日本中世国家史の研究』三○一頁。
- 51) ここで私が諸国追捕使と呼ぶのは国解で申請し官符で任命される5)。 「脚糺」機能については、前掲拙稿註(15)『史人』第六号掲載予定るので諸国追捕使には含めない。これらの問題は別稿で詳論するはずるので諸国追捕使には含めない。これらの問題は別稿で詳論するはずるので諸国追捕使には含めない。これらの問題は別稿で詳論するはず後非違使または検非違使所は主に「勘糺」機能を管掌すると考えていたある(『西宮記』巻十三諸宣旨、「諸国追捕使、解中監督官、科国以国)。諸国国衙唯一の公的「凶党」追捕機関としての追捕使・押領使である国衙唯一の公的「凶党」追捕機関としての追捕使・押領使である5)。
- ることが今後の課題であろう。年)にいたるまでの通説であり、両者の関係をさらに具体的に追及す護制度(鎌倉時代)」(『中世史ハンドブック』近藤出版社 一九七三(52) このような理解は、塙保己一編『武家名目抄』以来、石井進「守(52)
- (5) 『朝野群載』天曆十年六月十三日太政官符。

- 54 "朝野群載』天曆四年二月二十日下総守藤原有行申文。
- 55 "吾妻鏡』文治二年(一一八六)三月一日条。
- <u>56</u> 『吾妻鏡』承元三年(一二〇九)十二月十五日条。
- 57 九九六年])。 『続群書類従』四上(\*『山口県史 史料編 中世1』[山口県
- <u>58</u> 益田家什書元曆元年源義経下文案(『平安遺文』八巻四一七七号)。
- 倉遺文』二巻八○八号)。 筑後大友文書建久六年八月二十五日肥前国御家人結番注文案(『鎌
- 60 前掲拙稿註(9)論文で詳論した。) 部で主従制的原理により国内武士を組織する「国衙守護人」が形成さ 倉幕府守護職成立史の研究』吉川弘文館 二〇〇九年]、国衙軍制の外 守護人成敗」[『歴史学研究』四六九号 養学部人文科学紀要『歴史と文化』 XI 人」論を提起したが、実証的にも論理的にも成り立たない。この点は それが幕府守護制度の直接の先駆形態であるとする「国衙守護 (\*義江彰夫氏は[論文「鎌倉幕府守護人の先駆形態」東京大学教 一九七八年、「頼朝挙兵時代の 一九七八年。ともにのち『鎌
- 61 『権記』長徳三年五月二十四日条。
- 62 『左経記』長元七年(一〇三四)十月二十四日条。
- 63 『中右記』天仁元年(一一〇八)正月二十九日条。
- 64 軍事罰令権」を使ってみた。) (\*前掲拙稿註(11)論文ではフランク王国の Heer bann の訳語
- <u>65</u> 前揭石井註(7)②論文。
- 前掲戸田註(6)論文。
- 66
- 67 『雑筆要集』(『続群書類従』十一下所収)。
- されている。 よって荷前使を命ぜられた侍従・散位のうち、 『九暦』天暦元年(九四七)十二月二十日条によれば 理由なき不参輩は解却 「廻文」に

- 69 『長秋記』保延元年八月十九日条。
- 70 『中右記』天仁元年正月十九日条。
- 『類聚三代格』寛平九年四月十日官符。
- 72 71 していたという点を表現したいためである。 在庁諸職や国衙が進退権を持つ犯人跡所領の場合、 与対象が官爵の場合国衙は勲功者を推挙するにとどまり、 本稿で国衙の勲功賞推挙(給与)権という用語を用いるのは、 国衙は給与権を有 対象が国衙 給
- <del>7</del>3 『本朝文粋』天慶三年正月十一日官符。
- 『中右記』天仁元年(一一〇八)正月十九日条。

74

- <del>7</del>5 味があると思う。(\*再々投稿原稿によって、「また『奥州後三年記』 報じた大宰府解文をめぐる陣定の議論において、「追討勅符」が到着す むなしく京へのぼりにけり」とある。」を追加する。) べし。仍て官符なるべからざるよしさだまりむと聞て、 しという原則を形式的にあてはめた原則論的意見としてそれなりの意 意見が一方で提出されている。この意見は、「勅符」なくして勲功賞な る以前に勲功者を注進したという理由から、勧賞すべきでないという で清原氏を滅ぼした源義家の軍勢は「官符を給はらば勧賞をこなはる 『小右記』寛仁三年(一〇一九)六月二十九日条の刀伊賊撃退を 首を道に捨て、
- 位をめぐって」参照。 野村忠夫『官人制論』(雄山閣 一九七五年)第四章二「臨時の叙
- <del>78</del> 77 即賞藤原秀郷、 田令功田条。なお『扶桑略記』天慶三年(九四〇)三月九日条に 『中右記』天仁元年(一一〇八)正月二十三日条。 叙従四位下、兼賜功田永伝子孫」とみえる。
- 異賊之禍』と府衙の軍制」[安田元久退任論集『中世日本の諸相』所 題にしている各勲功者の勲功内容については、すべて「勲功理由略. 吉川弘文館 『小右記』寛仁三年六月二十九日条。(\*その後、 一九八九年]が本記事を検討しているが、本稿で問 関幸彦 「『寛仁

- として引用記事から省略しており、本稿の問題関心との懸隔を物語っ
- (80) 本節の考察は、佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局 えられるものと思われる」などの記述から大いに示唆されている。 の関係を追求することによって、当時の軍事組織を考察する手掛りが 七一年)第三章第四節(六)「軍忠状」の「軍忠状の提出者と証判者と 一九
- 81 『本朝世紀』天慶四年十月二十六日条。
- 82 『本朝世紀』天慶四年十一月二十九日条。
- 83 また『扶桑略記』天慶三年(九四〇)四月二十五日条に「将門誅害日 海賊の対馬侵寇事件において島司文屋善友は彼の武略・戦果を記した 「日記」を大宰府に提出している (『扶桑略記』寛平五年九月五日条)。 がみえる。 他に「合戦日記」の実例を例示すれば、寛平五年(八九三)新羅
- 84 前掲註(81)。
- 85 『貞信公記』天暦二年七月十八日条。
- <u>86</u> 『小右記』天元五年二月二十七日条。
- **87** 入寇と九州武士団」(『日本歴史』一四〇号 一九六〇年) がある。 検討を通して九州武士団成立の問題を論じたものに志方正和「刀伊の 野群載』巻二十)による。なお刀伊賊撃退に活躍した個々の勲功者の 「勲功者注文」と寛仁三年(一〇一九) 四月十六日大宰府解(『朝
- (88) 御堂摂政別記裏文書前陸奥守源賴俊申文(『平安遺文』九巻四六五
- 89 関連をめぐって―」(『史林』 五八巻六号 大山喬平「没官領・謀叛人跡地頭職の成立ー国家恩賞授与権との 一九七五年)。
- (90) 上横手雅敬「私領の特質」(石母田正 う観点からではないが、国司と国内武士との「一種の主従関係」が 東京大学出版会 一九六〇年)。また石井進氏も勲功賞とい 佐藤進一編『中世の法と国

- (タ1) 『吾妻鑑』治承四年(一一八〇)十月二十三日条、同年十一月八 ある」という興味深い見解を示されている (前掲石井註(7)②論文)。 「国司への奉仕の代償として、国衙領内の『職』に補任される関係で
- は、 史的性格」[『日本史研究』二八六号 長い眠りについてのち、川合康「鎌倉幕府荘郷地頭制の成立とその歴 に刺激を受けたが、そののち大きく進展したこの分野の研究について 怠慢にもカヴァーしていない。) 養和元年(一一八一)閏二月二十八日条など。(\*本稿が篋底で 一九八六年]が発表され、大い
- 92 前掲大山註(89)論文。
- 93 前掲大山註(89)論文。
- 94 『兵範記』保元元年(一一五六)七月十七日条。
- 95 陽明文庫所蔵兵範記仁安二年冬巻裏文書平治元年 (一一五九)十
- 96 二月五日藤原太子解 (『平安遺文』六巻三〇四一号)。 神護寺文書元曆二年(一一八五)正月十九日僧文覚起請文 (『平安
- 遺文』九巻四八九二号)。
- 97 文』七巻三一四八号)(\*「下総国相馬郡者、 櫟木文書永曆二年 (一一六一) 四月一日千葉常胤申状案(『平安遺 常胤先祖相伝之私領候、
- 98 ・・・然而猶義朝謀叛之故、自国衙被没収候畢」。) 『吾妻鑑』治承四年(一一八〇)八月九日条:
- 99 『吾妻鑑』文治二年(一一八六)四月四日条。
- Ô 文 五巻一九九九号)。 近衛家本知信記天治二年(一一二五)至五年巻裏文書 (『平安遺
- 『中右記』康和五年十月二十二日条
- 『朝野群載』巻二十二諸国雑事上。
- 東寺百合文書中(『平安遺文』三巻一一一三号)。
- (i) (ii) (ii) (iii) (iii 承は事実に反している。) 『吾妻鑑』嘉禎二年(一二三六)二月廿二日条。(\*ただしこの伝

- 105 九七八年)。(\*『安芸国楽音寺―楽音寺縁起絵巻と楽音寺文書の全貌 一』[広島県立博物館 一九九六年]。) 楽音寺所蔵楽音寺縁起絵巻写(『広島県史』古代中世資料編N
- 106 将門の乱では、 大森金五郎『武家時代之研究 一巻』(富山房 武蔵権守興世主、 常陸掾藤原玄茂、 一九二三年)。 常羽御厩別

当

- 108 多治経明、足立郡司判官代武蔵武芝らがみえる。 石母田正『日本古代国家論 第一部』(岩波書店 一九七三年) 五
- 109 四~六五頁。 二章「武士たちの英雄時代」四八~四九頁。その後の「凶党」蜂起は、 闘争の新たな段階ではなく、国制改革によって否定される既得権益を 運動が中心である。) た。 維持しようとする東国富豪層の反動的反乱であったことを明らかにし 王朝国家体制への転換とともに権限を拡大した受領支配に対する抵抗 拙著『武士の成長と院政』[講談社日本歴史07巻 二〇〇一年]第 (\*その後の研究で、「僦馬の党」の蜂起=「東国の乱」が反権力
- w ら「飛駅使」が上京し、「勅符」「官符」が発給されている事実(『日 時 喜年間の「東国乱」(『本朝世紀』天慶二年[九三九]五月十五日条)の 掲載する表1にはこの時期の断片的記事を「追捕官符」「追討勅符」の 本紀略』など)から判断して、 例に加えてある。馳(飛)駅奏言に対しては基本的に「報符」として [『日本歴史』七六九号 つい最近発表された錦織勤氏「養老令の臨時発兵規定に関する覚書」 '期に頻りに上野・信濃・越後・武蔵等の諸国また出羽国・大宰府か 追捕官符」発給状況が表1には十分反映されていないが、寛平~延 追討勅符」「追捕官符」が下されるからである。「報符」に関連して、 九世紀末から一〇世紀中葉までの期間は史料的空白期にあたり、 がこの時期右の府国に発給されたことはまちがいない。(\*今回 二〇一二年]の下向井学説批判について触れ かなりの数にのぼる「追捕官符(勅

ŵ

- 令の規定を虚心に読めば郡司発兵権を認めているとする。 不可欠とし国司を発兵主体とするという私見を「錯誤」と断じ、 ておきたい。錦織氏は、捕亡令「臨時発兵」規定では「発兵勅符」を 擅発兵条などで処罰されることになる。このような意味で私は「発兵 出されれば、発兵した郡司、それを許容し馳駅奏言した国司は擅興律 ばならないことを意味している。発兵を容認しないという「報符」が とともに国司が馳駅奏言することを義務づけているということは、 りは嘆かわしい限りである。 織氏の批判に対してはいずれ反論するが、三五年前の本稿の水準より 捕要員)を区別すべしとする「人兵」論を持ち出すまでもなく、上記 時発兵」規定を前提せずとも論として完結している。そして捕亡令 邪推するが、本稿で実証的に論じた国衙軍制のあり方は、捕亡令「臨 ら、下向井は(「発兵勅符」にもとづく)国司発兵権にこだわるのだと た郡司発兵権を認めたら下向井の国衙軍制学説は成り立たなくなるか 勅符」が不可欠で国司郡司に発兵権はないといっているのである。 はるかに低いレベルで議論が展開されている今日の軍制研究の低迷ぶ るであろう。錦織氏は自身の「錯誤」に気付かなければならない。錦 「報符」についてみただけでも基本的に間違ってはいないことがわか 「人夫」(非武装追捕要員)と「発兵勅符」を不可欠とする「兵」(武装追 「臨時発兵」規定についての私の理解は、 「報符」[=発兵を容認する勅符]によって発兵は事後承認されなけ 国司の裁量で動員できる しかし発兵 ま
- 関係諸国に「以五位充例可勘」という設置基準にもとづいて押領使が 配置されていることから(『貞信公記』天慶二年六月九日条)、この 例」の成立が寛平~延喜の「東国乱」の時期であろうと推測してお について―」[『史学研究』一四四号 別稿で詳論する予定であるが、とりあえず将門の乱鎮圧のために (\*別稿とは、拙稿「王朝国家国衙軍制の成立―延喜の 一九七九年]のことである。 『軍制改

断権についての一考察」[未発表]としたことも同様である)。たことは、若気の至りであった。「はじめに」註⑤に「王朝国家国衙検朝国家国衙軍制についての一考察』[投稿中]において・・・」と書いずのものであった。その「はじめに」本文中で迂闊にも「私は別稿『王この私にとっての公表された処女論文は、本来、本稿のあとに出るは

- (1) 『吉記』治承四年(一一八〇)十一月八日条。
- た(『吾妻鑑』文治二年[一一八六]閏七月二日条)。号)、筑後国押領使草野氏は「在国司職」も「本職」として相伝してい軍」であり(上遠野文書陸奥国司庁宣案『平安遺文』五巻二三九五(以)たとえば陸奥出羽押領使であった奥州藤原氏は「大介鎮守(府)将
- 長久荘園整理令を契機とする荘園整理政策(荘公分離政策)によってて、本稿執筆時(一九七七年~七八年)には十分認識していなかった、(1) (\*院政期において国衙軍制が機能不然に陥った重要な要因とし

介にして形成されてくるのである。

国家体制としてのそれは、王朝国家の軍事指揮権と勲功賞給与権を媒建的主従関係は、自生的なものとしてのみ登場してくるのではなく、

- 文、また前掲註(10) 拙著で踏み込んで論じた。)究』一四八号 一九八〇年)の作成過程で気付き、前掲拙稿註(11)論「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」(『史学研激増するようになった荘公間武力紛争の問題がある。この問題は拙稿
- 概念は使用せず、「貴族的武士」の語を用いている。) 概念は使用せず、「貴族的武士」の語を用いている。) に「如為義ハ強不可執廷版。『中外抄』(『続群書類従』第十一輯下)に「如為義ハ強不可執廷版念は使用せず、「貴族的武士」の語を用いている。) に「如為義ハ強不可執廷概念は使用せず、「貴族的武士」の語を用いている。) 『中外抄』(『続群書類従』第十一輯下)に「如為義ハ強不可執廷概念は使用せず、「貴族的武士」の語を用いている。)

てしまったからである。当時の編集委員会と交わした書状は、何回か読者を説得しようとして説明が煩雑にわたり、枚数も一四〇枚に達しを決定稿とし、再々投稿原稿を採らなかったのは、再々投稿原稿は査た挙げ句に不採択となった、私の処女論文である。今回、再投稿原稿二六歳]にかけて成稿し、『日本史研究』誌に再々投稿まで三回投稿し(\*註(1)で述べたように、本稿は一九七七年から七八年[二五歳から

当然の報いとして、結局、没になったのであるが、審査意見に屈せず ものであった。「それでも地球は動いている」。 せよ、という審査意見には従うわけにはいかなかった。 期待を寄せていたからであった。しかし院政期の国衙軍制として改稿 起的だから審査意見にしたがって改稿すれば採択可能、 ないかもしれないが、 な糧になったと思っている。三五年を経て、 自説を貫いたことは、そののち研究者として自立していくうえで大き 能 意見は、 価値はあると思う。 一二世紀を通じて存在した国衙軍制について論じたものであり、 !不全に陥っていたという本稿の論旨を根本的に書き改めよ、 転居のうちに行方不明になっており、 |めた私の研究以後、本格的な研究はなされていないのである。 私の記憶では、 院政期にはこの国衙軍制による軍勢催促・反乱鎮圧方式は機 国衙軍制研究は、 再々投稿まで粘ったの 国衙軍制についての基礎的研究として公表する 戸田・石井両氏の問題提起を受け 詳しい経緯はもはやわからな は、 もはや研究史的意味しか 私は節を曲げなかっ 編集委員会の、 本稿は一〇~ という言葉に 問題提 という 審査

本稿をいちばん読んでいただきたかったのは、いうまでもなく戸田加藤君のお陰である。島女学院高校教諭)であった。本稿を本誌に載せることができたのは、れたのは、当時大学院教育学研究科博士課程前期の加藤弘樹君(現広六、七年前になろうか。黄ばんだ手書き原稿をワープロ入力してく

次頁からの表1は、拙稿「王朝国家軍制研究の基本視角」(坂本賞三編らない。謹んで両先生の御霊前に捧げたい。)

三頁を各頁B5判に拡大して転載したものである。

。王朝国家国政史の研究』吉川弘文館

一九八七年)

の三三八頁~三

# 演習日 担当条

担当者

四月二五日 四月一八日 四月一一日 七月二五日 七月一八日 七月一一日 七月四日 六月二〇日 六月一三日 六月六日 五月二三日 五月一六日 五月九日 五月二日 六月二七日 五月三〇日 二〇〇八年 寛弘五年八月十五日~九月十一日条 寛弘五年九月十二日~十五日条 寬弘五年十月十六日条 寛弘五年九月廿日~十月五日条 寬弘五年九月十七日~廿日条 寛弘二年十二月廿一日条 寬弘二年十二月九日~十二月十七日条 寛弘二年十一月廿九日~十二月六日条 寛弘二年十一月十五日~十六日条 寛弘二年十一月十一日~十四日条 寛弘五年七月七日~八月八日条 **寛弘二年十一月廿日~廿七日条** 寛弘二年十 一年十月二十五日~十一月十 一年十月十九日条 年十月 一月十七 十五日 日条 = 遠城千晶・藤原優子 野上歩美・ 根祐太朗· 瀬上翔・三根祐太朗 田村幸香・張秀蘭 日条 津野太紀 月本 は本佳奈 遠城千晶・藤原優子 野上歩美・瀬上翔 田村幸香・張秀蘭 加藤弘 加藤弘 福永友希 加藤弘 山山 福永友希 |本佳

五月一日 四月二四日 四月一七日 四月一〇日 二〇〇九年 五月二二 五月八日 日 寬弘五年十二 寬弘五年十一月一日~六日条 寛弘五年十一月廿三日~廿八日条 寬弘五年十一月八日~十七日条 寛弘五年十月廿七・廿 寛弘五年十二 月 廿八日~卅 一月十五日~十七日条 日条 九日 包黎明 野田知 釈就美 井浪真吾 上吹越務加藤弘輝 尻池由: 江波曜子 間さやか 佳

表 1 八~一二世紀の諸国宛「追捕官符」

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
元慶7(	元慶5(	元慶2(	貞 観 17	貞観17	貞観17	貞観11(	貞観9(	貞観8(	貞観7(	貞観 4 (	嘉祥 3 (	承和15	承和7(	承和5(	承和 5 (	承和5(	弘仁11(		延暦15	延暦 15	天平 2 (	慶雲3(	年
益	会	乏	盆	金	金	究	经	会	숲	会	舍	会		急	急	急	台	盒	<b>売</b>	<b>表</b>	<b>i</b>	<b>意</b>	月
2	5	3	11	5	5	6	11	4	6	5	Ē	2	2	11	2	2	2	•	12	5	9	2	
追捕官符	追捕官符	追討勅符	追討勅符	追討勅符	追討勅符	(追捕)	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	搜捕勅符	討伐勅符	(捜訊·獲進)	(逐捕)	捕糺官符	勘糺官符	(追 討)	(追捕)	(搜 捕)	(索捕)	(捉搦·擒獲)	(逐 捕)	文書形式
上 総	山陽・南海道諸国	出	EK SR	武蔵・上総・常陸・下野	下総	大宰府	摂津·和泉·山陽·南海道諸国	摂津·和泉·山陽·南海道諸国	山陽・南海道諸国	山陽・南海道諸国	左右京職・五畿内諸国	相模・上総・下総等5国	左右京職·五畿内·七道諸国	畿内	山陽・南海道諸国	畿内諸国	相模・武蔵等7国	出雲	天下諸国	山陽道諸国	京・諸国	京・畿内	宛
•	$\stackrel{\times}{\Box}$	•	•	•	•	•				•		•		×			•	•	0	×			
殺略 - 一市原郡俘囚3余人叛乱、官物を盗取、人民を   -	海賊群を成し、殺害掠奪す ポート・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	夷俘叛乱、秋田城郡院屋舎城辺民家を焼損す  -	略 渡島荒狄反叛し、秋田飽海両郡百姓21人を殺	同右	俘囚叛乱し、官寺を焼き、良民を殺略す	新羅海賊、豊前国年寅絹綿を掠奪す	伊予国宮崎村に群居し、掠奪せる海賊	賊党群起し、掠奪息むことなし	海 賊	海賊、備前国官米を侵奪し、百姓11人を殺害   5	盗賊群を成し、放火掠人   4	俘囚丸子廻毛等叛逆   1	奸究之賊、放火奪物	奸 盗	海賊	群盗公行、放火殺人	新羅人70人反叛、人民を殺す   ロ	俘囚乱 4	飛驒工逃亡	海 賊	盗 賊	盗賊滋起	杯
叛乱	殺害·掠奪	叛乱	反叛	叛乱	叛乱	掠奪		掠奪		殺害·侵奪	放火·掠人	叛逆	放火·奪物	盗		放火殺人	反叛	乱	逃亡				罪名
群	海	凶				海金		海	海	海	盗		究	奸	海	群		賊		海	盗	盗	賊徒呼
盗	賊	賊				_	(寇)賊	賊	賊	賊	賊		乏賊	盗	賊	盗				賊	賊	賊	呼称
差発人夫	-	発精兵		人名発兵三百	'E	兵作	召覧を入兵・			差発人夫							発軍					差強幹人	発兵文言
					褒賞																	,	勧賞文言
n	"	"	"	"	"	"	n	"	"	三代実録	文德実録	"	"	"	"	続日本後紀	"	日本紀略	"	日本紀略	"	続日本紀	典拠

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39		37			34	33			30		28	27		25	-
承平8(	承平7(	承平6(	承平6(	承平3(	承平3(	承平2(	延長7(	延喜19	延喜16	延喜15	延喜5(	延喜3(	延喜2(	延喜2(	延喜1(	昌泰3(	昌泰 2 (	寛平 7	寛平6(	寛平6(	寛平5(公三)・壬5	寛平5(八空)・	寛平 1 (	, , , , ,
<b></b>	益()	흧)	흧()	臺)	<b>臺</b>	<b>登</b>	<b></b>	<u>九</u> 九	たさ	<u>た</u>	皇	흘	急	き	<u> </u>	8	<b>究</b> )·	発)カ	益)・	益)・	<b>登</b>	垒	经	
5	11	6	6	12	12	12	5	5	12	2	10	7	9	8	2		11		3	2	5	5		L
追捕官符	追捕官符	追捕宣旨	(追捕官符)	追捕官符	(追捕官符)	(追捕官符)	糺勘官符	(追捕官符)	搜捕官符	(追捕官符)	(追捕官符)	追討官符	(追捕官符)	(追捕官符)	追討勅符	(追捕)	追討勅符	(追 討)	追討勅符	追討勅符	追討勅符	追討勅符	(追捕)	
武蔵・隣国	武蔵·安房·上総·常陸·下野	伊予(掾藤原純友)	(南海道諸国)	左右京職五畿内七道諸国	(南海道諸国)	備前	下野等5国	武蔵	京畿七道諸国	信濃・武蔵・上野	飛驒	出羽・陸奥	越後	駿河	信濃(上野・甲斐・武蔵)	武蔵	上野	上野・隣国(坂東諸国)	大宰府	大宰府	大宰府	大宰府	(東国)	
•	•		×		•	•	•	•	0	•	•	•	•	•	×	•	×	•	•	•	•	•	•	
橘近保らの犯過	平良兼・源護・平貞盛・公雅・公連・秦清文ら	海賊	南海道海賊、官物を強取し、人命を殺害す	諸衛舎人、党与を招集し、人家を破砕し騒動す	南海国々海賊	海賊	藤原秀郷らの濫行	国守攻撃 前権介源任、官物運取、官舎焼亡、国府襲来、	いした罪人上毛野良友ら	る	<b>学、凶党のために害される</b>		国守紀有世、藤原有度に落髪着鈦される	富士郡官舎、群盗に焼亡さる	坂東群盗(東国乱)	強盗蜂起	上野国群盗	成すの党、掠奪・殺害し、群党を結び凶賊をし	窓す	敗	逃る 新羅賊、肥後国飽田郡人宅を焼亡、松浦郡に	XX.	東国強盗首物部氏永発起	
			強盗·殺害	強盗			濫行			殺害	殺害	乱			乱	強盗		掠奪·殺害					強盗	
		海	海		海	海					N			群	群		群	M	凶(寇)	凶(寇	海	海	賊	t
		賊	賊		賊	賊					党			盗	盗		盗	敗		題)賊	敗	賊		
							差向人兵																	
貞信公記	将門記	本朝世紀	扶桑略記	法曹至要抄	扶桑略記	貞信公記		扶桑略記	日本紀略	,,,	扶桑略記	西宮記	扶桑略記	. ,,	日本紀略	扶桑略記	日本紀略	類聚三代格	. ,,			日本紀略	扶桑略記	1

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	2 61	60	59	58	57	7 56	5 55	54	53	52	51	50	49
寛和3( 九七)・5	寛和 2	寛和 1 (	寛和1(	寛和 1 (	天元 5(	天元 2(	安和 2(	安和1(	天暦 1 (	天暦1(	天暦1(		天慶4(	天慶3(	天慶3(	天慶3	天慶3(	天慶2(	天慶2(	天慶2(	天慶2(	天慶2(	天慶2(	承平8(
た)	<b>於</b>	<u>소</u>	会	<b>た</b>		乳	<b></b>	<b></b>	盐"	益()	<b>益</b>	<b>為</b> ()	盐	益()	盐()	台	色色	竞	<b></b>	<b>芸</b>	<b></b>	尧)	竞	き
5	Ē		12	Œ	2	7	4	12		4	2	10	9	6	4	ī.	ī	12	8	7	6	4	4	11
追討官符	追捕宣旨	追捕官符	却	追捕官符	討	(追捕官符)	追討官符	(追捕官符)	勘糺官符	(追捕勅符)	(追捕官符)	捕	追捕官符	追捕官符	(追捕官符)	(追討敷符)	追討官符	追討勅符	(追捕官符)	追討官符	追捕官符	追討官符	追討官符	追捕官符
諸国	ሰ	東海東山両道諸国	大和・近江	山陽南海西海道諸国	伊予	(備前)	五畿七道諸国	信		伯耆	伯耆・因幡・出雲・美作	河内	備前・播磨など12ヶ国	(山陽南海道諸国)	(常陸・陸奥カ)	駿河・遠江・伊豆・三河・尾張	東海・東山道諸国	農	尾張	出羽	相模・武蔵・上野	越後	冧	駿河・伊豆・甲斐・相模
	•	•		×		$\widehat{\bullet}$	0	•	•	•	•	•	•	×	•	•	×	•	•	•		•	•	•
陸海賊	・鹿田庄司ら ・鹿田庄司ら	盛に事煩す 陸奥介平忠頼・忠光ら、武蔵国に移住し平繁	大和国近江国不善之輩	衡を刃傷藤原斉明、播磨介藤原季孝・弾正少弼大江匡	海賊蜂起し、調庸運送し難く、往還人を劫す	備前介橘時望、海賊のために殺害さる	安和の変の謀反党類、源連・平貞節ら	藤原千常乱	右相撲額田時茂	前司忠明、賀茂岑助を殺害す	恵明舎宅を焼く 郷原是助ら、40人の兵率を率い、物部高茂・	志紀郡大領清内稲積、犯過	南海凶賊藤原文元ら	南海凶賊藤原純友および暴悪士卒	平将種・陸奥権介伴有梁と謀反を成す	凶党に打破らる 「官符使・駿河国にて群賊に奪取さる。岫崎関		課反	国守藤原共理射殺さる   1	伊囚反乱 一	国々群盗	右上 ————————————————————————————————————	俘囚反乱、秋田城軍と合戦す   1	平将武 一
				刃		殺		乱		殺	焼				謀		謀一			反		反	反	
				傷		害	反			害	亡				反		反	反		乱		乱	乱	
		1			海	海							M	凶		凶	凶	X			群	凶	凶	
					賊	賊							賊	賊		党	敗	戝			盗	賊	賊	
	兵名集数百人															可送援兵		徴発軍兵		練精兵		3 1	克耳 国内浪人差一	
					賞進								徴発人兵				不次賞							
2 3 3 9	朝朝世群戦・本	9 4 5 7 3	日本紀略		一小針 右記	录略·小記目	"	日本紀略	北山抄	"	日本紀略	九曆		貞信公記	師守記	貞信・紀略	本朝文粋	日本紀略	貞信公記	"	"	11	"	本朝世紀

96	05	94	93	92	<b>Q1</b>	90	80	9.9	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74
																長保1(	. 長徳3(	. 長徳3(	長徳3(	長徳1(		正暦 3(
4	万寿4(10世)	治安3(10三三)	治安2(10三)	î	4	3	1	<u>1</u>	寬弘7(1010)	4	4	3	5	長保2(1000)	2 =							
万寿4(10元)・	₩ •	<u>=</u>	€	治安1(1011)・	寛仁4(10日0)壬12	寛仁3(10元)・	寛仁1(101ゼ)・	寛仁1(101ゼ)・	<u>=</u>	寛弘4(100七)・	寛弘 4 (100平)・	寛弘 3 (100%)・	長保5(100三)・	9	長保2(1000)・	<b>売</b> )・	空)・	む)・	<b></b>	<b>売室)・</b>	2金)・	<b>உ</b>
7	2	11		6	12	4	7	ΙĒ	6	10	8	7	2	9	8	8	10	5	5	10	9	7
捕進官符	捕進官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追討官符	追討勅符	(追捕官符)	捕進宣旨	(追捕官符)	捕進官符	(追捕官符)	追捕官符	(追捕官符)	追捕宣旨	追捕宣旨	追捕官符	追捕官符	追捕宣旨	追捕官符	追捕官符	追捕宣旨	(追討官符)
信濃	駿河・遠江・甲斐・相模	相模	但馬	七道諸国	大宰府	大宰府	播磨	播磨	備前	長門	大宰府	大和	下総・武蔵	伯耆	偷前	大和	大宰府・長門	近江	摂津	尾張	左右京職五畿七道諸国	阿波
•		•	•	0	•	•	0	0 ×		•	•	•	• ×	•	0	•	•	×	0	0		×
	関白所領遠江国笠原牧司を殺害せる犯人   殺 寒		殺害犯人小一条院庄司維朝法師   殺 実	龍口信乃介、東宮史生安行を郎等に殺害させ   殺   妻	南蛮賊徒、薩摩に到り、人民を掠虜	刀伊国凶賊、対馬・壱岐・筑前に来寇	前摂政家砂金盗人	<ul><li>施口大蔵忠親を殺害せる掃部九三善明孝とそ 殺 財</li></ul>	殺	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	大隅守菅野重忠、大宰府においで大蔵満高ら   殺 東	損亡す		氏族を汚す伯耆国藤氏氏人	済政郎等 前武蔵守藤原寧親郎等を殺害せる阿波権守源   殺 車	能信を殺害す 田中・丹波・紀伊殿庄凶党数十人、国使藤原   殺 寒	を掠奪す	検非違使随身火長を殺害せる強盗ム丸同類   殺 害	得正ら 高根長正を殺害せる犯人同類清科宗正・三宅   殺 害	殺	権門勢家濫悪雑人、人家を破壊、財物を掠損す	海 贼
害	害		害	害				害	害		害	火	乱	•	害	害	殺害	害	害	害		
犯	犯		犯	犯	賊	凶		犯	犯							X	賊					海
人	人		人	人	徒	賊		人	人							党	徒					賊
						発兵士											徴発人兵	差副人兵				
				賞		賞			賞	•							褒					勧
			ءاء			- 1-			240	af.	4.7	.ار	<b>G</b> # -		<b>★</b>		賞小			椎	注	<u>賞</u> 略小
n	"	"	小右記	,	左経記	右	日本紀略	左 経 記		小記目録	船车	小右記·御堂	練り	い記言録・哲	槍記	3	小右記·権記	. "		<b>存在</b> 第2	<b>広曹至要抄</b>	略記目録·紀

												,												
121 12	20	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99		97
長月治	表们	嘉保	寛治	承暦	<b>承</b>	承暦	延久	延久	天喜	天喜	天喜	寛徳	長暦	長暦	長暦	長元5(10三)	長元4(10三)	長元4(10三)	長元4(10三)	長元4(10三)	長元3(10回)	長元2(10元)	長元1()	長元1(10六)・
長治2(三)3)	3	<b>嘉保2</b> (三0至)	第治8(10品)	<b>承暦 4</b> (10代0)	承暦4(10代0)	3	延久2(10岁)	延久1(10公)	天喜5(三至)	天喜5(10年)	天喜4(三)(天)	3	長暦4(1000)	長暦3(10元)	長暦2(  0三()	<b>5</b> (=)	<b>4</b> (====================================	<del>4</del>	<del>4</del>	<del>4</del>	<u>3</u>	=======================================	=======================================	=
呈 5	≘.	至.	益.	₹ •	ĕ	承暦3(IDゼ)・	3	至)	<b>亳</b>	<b>蹇</b>	>>	夏徳3(10欧)・	9	売・	<b>兲</b>	₹	₹	₹	<b>를</b>	=	<b>5</b>	売 ・	를 :	赱
10 7	7	10	3	8	8	8		8	9	8	8	10	4	3	12	6	8	7	3	2	9	2	8	6
追捕	自	追討	追討	追討	追討	追封	追封	追捕	追討	追討	追討	追捕	追捕	追捕	追捕	捕進	搦	追討	追捕	追捕	追討	追討	追捕	追 討
宣旨	Í	富旨	盲	追討宣旨	盲	追討宣旨	追討官符	宣旨	追討官符	官符	直旨	追捕宣旨	追捕官符	(追捕宣旨)	追捕宣旨	捕進宣旨	搦護宣旨	追討官符	喜	喜	追討官符	討官符	捕宣旨	討官符
														_					/TL	F40		-oter	/33.	THE S
大宰府(法橋光清)	と	美濃(源	奥	大宰府	大宰府	美濃(前下野守源義家	陸奥(源頼俊)	伊賀・	東山東	東山	陸奥(源頼	七道諸国	五畿七	諸国	越後	大和・	伊勢	大宰府	伊勢	駿河	坂東諸国	東海・	伊勢	東海・
法法	য	源義綱	出	ทร	ทร	前下	源頼	伊勢	来 海 而	山東海両道	源頼	閨	畿七道諸	(±)	192	紀伊	277	na	22	1-3	国(	東	77	東山
橋光	;	綱	奥・出羽(源義綱			野守河	俊)	·志摩	山東海両道諸国	道諸	義)		囯			•					(源頼信)	山北		道緒
浦)			<b>我</b> 綱)			源義家		大和	国	国											<u>"</u>	北陸道諸国		国(平
						2		賀·伊勢·志摩·大和·紀伊														国		東山道諸国(平直方)
								1₹				ļ												
××	<	×	×	•	•	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0		•	0	×	<u>×</u>	•	×
天大台馬	寸馬	天台	財散 物位	平叙	男前兼隠	散位	散位	河俣	俘囚	俘囚	俘囚	大神	肥後	高陽	越後	金峯	不善	相僕	從五	甲斐	平忠常	平忠常	内膳	を 虜掠な
悪句	F	台下僧ら、	物を盗む、位平師妙、	忠を	時岐を守	源国	散位藤原基通	山悪	安倍	俘囚安倍頼	俘囚安倍頼	宫	守藤	院を	国の	业	狂乱の	人字》	华工	国調	常	常	<b>典膳</b>	豚総すか
台悪僧法薬機	욧.			平叙忠を殺害せる犯人散位大蔵親□・	男兼時を殺害前隠岐守平兼基・	散位源国房と合戦せる右兵衛尉源重宗	基通	河俣山悪人紀為房・近助・宗親ら	俘囚安倍頼時余党(貞任・宗任ら)いまだ服	顆時	敤時	大神宮二祢宜宮真神主を殺害せる犯	肥後守藤原定任を殺害せる藤原正隆	高陽院を放火した嫌疑人叡山専当能法師	越後国のことで勘当さる左衛門尉平繁貞の郎等	金峯山寺検校を殺害せる犯	不簪狂乱の斎宮寮権頭藤原相	相僕人宇治元高および同意者	従五位下大原為方を殺害せる犯	甲斐国調庸使を殺害せる流			内膳典膳安曇為助らの	が平忠常、
作 師 温 悪 そ		庄園の	同男師季、	でる犯	-	行戦せ		房	宏党(上			真神	上を殺	かた嫌	勘当	殺害	寮権	およ	方を	殺害			助ら	
僧々な	) : :	沙汰、	季、山	人散	郊鄉	る右		近助	貝 任·			主を	害せ	疑人	るだ	せる	頭藤	び同	殺害	せる			の兵乱	房守
人が大	5		製	位大	弟四郎先生ら、	兵衛		宗	宗任			殺害	る藤原	叡山	衛門	犯人	<b>原相</b>	思者	せる和	<b>派人使</b>			越	地忠を
師悪僧神人らと鎮西に温行のため大宰所に関	字 于	非道を宗となす	出羽守信明館を焼き、	蔵親□		駅 源		税ら	りい			る和	原正路	号当能	尉平		通夫妻		人	190			動	安房守惟忠を殺害し、
ににて	直	がとか	館を	一、伴	舎兄兼	宗			まだ服			关	1.35	法師	素貞の		^							
台悪僧法薬禅師悪僧神人らと鑢西にて濫行馬守派教剤・溫行のため大学所に関えす	ŕ.	す	焼き、	伴類	重				がせず						郎等									坂 東
濫溫	监		謀	殺	殺	合		強				殺	殺	放		殺			殺	殺	(乱逆)	(乱逆)	兵	乱
行行	Ť		反	害	害	戦の過		盗				害	害	火		害			害	害	逆	逆	乱	逆
				χn	יינ	NE3			夷	141		_				犯					<u>_</u>	<u>_</u>		
				犯人	犯 人				敗							人					寇賊)	寇賊)		賊
																					_	_		
								-	士仪 癸		発軍兵										諸国	諸国		諸国兵士
									士 <b>徴発諸</b> 国兵		共										(諸国兵士)	(諸国兵士)		至
									<del></del>												<u> </u>			<u> </u>
			賞																		賞	貧)		賞
中風	<b>是</b>		中		水		技	太		技	童	찼	春	扶	春	左				小	日本		小	小右記・他
中右記	<b>a</b>	"	右記	"	左記	# .	扶桑略記	大神宮諸 大神宮諸	"	扶桑略記	帝王編年記	大神宮諸	記	扶桑略記	記	経記	"	"	"	右記	日本紀略	"	右記	記
胡曲	ŧ		aC		āĊ		pL.	學吧		PC	記	事"	пС	=	<b></b>						-			他
記録	Þ							ш																

142 141 140 139 138 137 136 135 134 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122 133 132 天永4(二三)・9 天永4(二三)・3 治承5(二八)·4 治承5(二八)・正 治承5(二八)・正 治承4(二〇)·11 治承4(二〇)·9 承安4(二高)・3 保延1(二量)·3 大治4(二元)·3 元永2(二二九)・12 嘉承2(二〇·)·12 文治1(二全)・10 寿永3(二位)・2 治承3(二完)・7 久寿2(二<del>至)・4</del> 文治1(二全)・11 寿永3(二公)・正 **寿永2(二/≧)・12** 養和1(二八二)・8 仁安2(二空)・5 追討院宣 追捕宣旨 追討宣旨 尋捜院宣 追討宣旨 追討宣旨 追討院宣 追討宣旨 追討宣旨 追討宣旨 追討宣旨 追討宣旨 追討宣旨 追討宣旨 捕進院宣 追討宣旨 禁遏宣旨 追討宣旨 追捕宣旨 追捕宣旨 追討宣旨 諸国宰吏 大宰府 山陽南海而道諸国(平忠盛) 常陸·相模·上野·下総·上総 出雲・近境国々(平正盛) 陸奥・出羽(藤原秀衡) 東山東海山陽南海道(平重盛) 大宰府(平正盛 近国(源義経 畿内近国(源頼朝 五畿七道諸国(源頼朝 北陸道諸国(平通盛) 西海道諸国(平宗盛 西海道諸国 東海東山北陸道諸国 東海東山道諸国(平維盛) 常陸(佐竹昌義父子) 山陽南海西海道諸国(平忠盛) 国 勢 (平維盛) × 0 × × × × × × × × × × × × 平氏 の濫行の濫行の濫行を存在して、一般を表現である。 源義仲 東山群盗、西海海賊、租稅奪取、人民殺害 武威を耀し、朝憲を忽諸せる源頼朝 源頼朝野心をはさみ朝威を軽忽し、州県を抄掠せる 与力量の一個国を対し、 海賊蜂起、海路済物停滯、上下船不通 出雲国目代を殺害し官物を奪取せる流人源義親 反逆せる源義経・行家 山陰山陽南海西海道を虜掠せる前内大臣平宗盛 前左兵衛佐源頼朝 叡山凶悪堂衆 海路凶賊、往反旅容を殺略、公私勝載を却奪す 天台悪僧(山上は所司、在京は検非違使 内記太郎を殺害せる横山党 肥後国住人菊池高直幷同意聲 筑紫謀叛者肥後国住人菊池高直 官兵を射取れる悪徒30余人 大宰府を騒擾し、管内を威脅せる源為朝と与力衆 肥前国藤津庄司範瞥を陵轢せる前庄司男平直澄 反逆せる流人源頼朝・ 謀 謀 殺 謀 謀 謀 謀 謀 濫 叛 叛 叛 叛 叛 叛 叛 行 害 凶徒凶党 海凶 凶党逆賊 海 賊 賊 賊 兵管九 内諸 諸国軍 国内之勢 兵士境国々 両国軍兵 仰有勢武勇監 狩催近国武士 堪武勇者 携弓箭之輩 随兵百人 国内武勇弘 勲功賞 鴻死賞之 不次賞 吾 朝野群載 玉吉 百 中 玉 吉 玉 吉 丢 丢 吉 兵 百 長秋記·中右記 長 錬抄 秋 練 範 右 " " 葉 鏡 葉 記 抄 記 葉 15 16 記 記 記 葉 葉

(備考) は、 □は、「新制」など、中央政府の一般的政策として「追捕官符」を発給したもの。 典拠欄の数字は、『平安遺文』の巻数と文書番号を示す。 〇は、京中犯人・地方犯人が諸国に逃亡し、政府が事発国でない国に一方的に「追捕官符」を発給したもの: 国衙からの申請(飛駅・国解)をうけて国衙に「追捕官符」を発給したもの。 × は、 追討使を派遣したもの。